

1 議事日程（3日目）

[平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成18年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	1. 新年度予算の骨格と機構の見直しについて (1) 骨格予算について (2) 機構の見直しについて (3) 市民の健康づくりについて (4) 交通渋滞の解消について
2	福廣和美 (17)	1. 教育問題について いじめ対策について 2. 観光対策について 年末年始の太宰府館及びその周辺について
3	中林宗樹 (5)	1. 「市民政庁まつり」の市の役割と取り組みについて 第24回「市民政庁まつり」が10月14日に開催されたが、予算が足りないとのことで、昼間だけの開催となった。このままだと今後縮小傾向になるのではないかと危惧されるが、「市民政庁まつり」に対する市の考えを伺う。 2. 学校教育予算について 子供は日本の将来を担う国の宝である。本市においては厳しい財政状況の中、学校教育予算についてどのように考えているのか伺う。 3. 国士舘大学跡地の利用について 国士舘大学撤退後の敷地の利用と用途地域の見直しについて伺う。 4. 高雄公園（仮称）について 平成19年度に整備着手するとのことであるが、その設計計画、地元説明について伺う。
		1. 高齢者に配慮した隣組長制度について 高齢者の方から強い要望があり、夫婦共に80歳を過ぎているのに隣組長が回ってきた。市から手当を出しているが何らかの方法で対応を。

4	武藤哲志 (19)	<p>2. リストラや病気等により失業した場合、前年の所得税、市民税で決まる保育料を申請により減額できないか 失業した場合、失業保険は短期間しか受給できず、就職活動などで大変である。二人の子供の保育料として月額約10万円を要するが、夫婦の収入が昨年と比較して大幅にダウンした。保育料が安い無認可保育所に一時的にお願いすることになる。子供に不安を与える状況の解決を。</p> <p>3. 地方税法の改悪による市民税増税分で福祉、教育予算の充実を 昨年の国会で公的年金等控除、配偶者特別控除、定率減税の縮小、非課税措置の段階的廃止により市民税の増税が強まった。その結果、国民健康保険税、介護保険料も増税となる。これらの増税に対し施策の中心をどこに置くのか。</p>
5	渡邊美穂 (8)	<p>1. 教育格差について 自治体間において、法改正を受けて教育現場での格差が広がっている。少人数学級や図書司書の配置等、予算措置を含めて市の考えを伺う。</p>
6	大田勝義 (9)	<p>1. かけがえのない子供の命を守るための取り組みについて (1) 本市の小中学校における「いじめ」の現状とその対応について (2) 児童虐待の実態と対策について</p> <p>2. 市債について 市債のうち縁故債の借入先と利率はどのようにして決定されているのか。またミニ公募債の発行について検討されたことがあるのか伺う。</p>
7	不老光幸 (7)	<p>1. 地域コミュニティづくりについて (1) 当初の施策目標に対する成果について、どう評価しているのか伺う。 (2) 今までに取り組み実施した具体的な施策内容について (3) 今後の取り組みについて</p> <p>2. 市道整備、補修の予算について (1) 市道の全面整備、改良のための平成19年度の予算措置はどうか伺う。 (2) 市道補修のための平成19年度の予算は平成18年度予算よりも増額は考えられないのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員

7番 不老光幸 議員
 9番 大田勝義 議員
 11番 山路一恵 議員
 13番 清水章一 議員
 15番 安部陽 議員
 17番 福廣和美 議員
 19番 武藤哲志 議員

8番 渡邊美穂 議員
 10番 安部啓治 議員
 12番 小柳道枝 議員
 14番 佐伯修 議員
 16番 田川武茂 議員
 18番 岡部茂夫 議員
 20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	古川泰博	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
政策推進課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
税務課長	古野洋敏	納税課長	児島春海
特別収納課長	鬼木敏光	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	神原稔	産業・交通課長	山田純裕
観光課長	木村甚治	市民課長	藤幸二郎
子育て支援課長	和田敏信	保健センター所長	木村努
建設課長	西山源次	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	学校教育課長	花田正信

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は15人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日7人、明日15日8人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

○15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から発言の許可を受けましたので、一般質問をいたします。

まず、今朝の朝刊によりますと、佐藤市長は今期限りで辞任したいとの意向を発表されております。この12年間、まほろば号の新設を初め九州国立博物館開館など、多方面につきましても頑張っていただきました。本当にありがとうございました。

最初に、新年度予算での骨格予算についてお伺いいたします。

今回の新年度予算につきましては、暫定予算と思量しておりますが、よほどのことがない限り大きく変わるものではないものと推察いたします。収支の全く合わない厳しい財政状況に、各自治体は悲鳴を上げたいような気持ちだと思います。扶助費、公債費の増加、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計も一般会計からの持ち出しなど、歳出に見合う歳入財源は見当たりません。私といたしましても、歳入面につきましては、今後補助金等の減額が行われ、増加の要素はないものと推量いたしております。したがって、とるべき策といたしましては、いかに歳出面を抑えるかにかかっているものと推察いたします。第2の夕張市とならないためにも、努力をされていることは十分認識はしておりますが、市民の皆様には負担はかけられません。このためにも、市民、議会、行政が相協力しながら、健全財政に向かわなければならないと思っております。

平成17年度決算状況を見られてもわかりますように、目的別決算内容から見てみますと、民生費が48億円強、土木費が36億円強と、民生費が断トツにとっぴ高となっております。本当の予算は、投資的予算としての土木予算や教育費などが民生費よりも多い予算であるべきで、元

気なまちづくりや元気な子供の育成にならなくてはならないものと思っております。平成18年度予算の際は、平成17年度予算より19億円からの予算減でありました。平成19年度は、さらに予算減が予想されますが、現時点での予算額がどのような動きになっているのか伺います。

また、マスタープランはどれもこれも重要であります。特に力こぶを入れて推進すべき重要政策について、3点ほどに絞って回答をお願いいたします。

次に、機構の見直しについて伺います。

今回地方自治法の一部改正により、助役は副市長に、収入役は廃止され、会計管理者を置くものとされました。また、職員の吏員制度も廃止され、職員と改正されることになりました。したがって、市民の金庫番として重要な位置づけとなっておりました収入役としての責任からおとしての会計管理者の位置づけに伴う機構整備が必要だと思えます。

私はこの際、思い切った機構改革が必要ではないかと思量いたします。最近問題となっておりますいじめや自殺など、青少年の相談窓口、あるいは開発行為や建設の許可の際のしっかりとした窓口、すなわち総合相談窓口の配置、また高齢者のバリアフリーに伴う審査、検査、建設土木、上下水道などの工事完了後の独立した検査課など、不正防止のためにもぜひとも必要ではないかと思えます。また、国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡などを核とした観光に向けての充実のため、渉外関係も含めた総合的な観光事業に対する見直し、市民の元気な健康推進づくりの体制づくり、すなわち各行政区へ巡回しながら指導できる実働班の編成など、思い切った機構整備をこの際行うべきと考えますが、いかがなものか伺います。

次に、市民の健康づくりについて伺います。

私は1期目の年からかれこれ12年間、高齢者問題と健康づくりで何回となくいろいろな形で質問をしてまいりました。最近やっと国の機関でも、病気をさせない、寝たきりをつくらぬことに気づき、いかに医療費を抑制するかという問題に取り組んでこられたようであります。

私は医療費を減らし、予防に力こぶを入れれば健全財政に向かうということを再三言い続けてまいりましたが、人員不足あるいは予算の関係かわかりませんが、なかなか前に進まないようであります。担当職員の方は国からの指導をもとに頑張っておられますことは十分認識しておりますが、まだまだ予防対策までには時間がかかるようであります。私は、都府楼保育所が民間移譲される際に、人員増があるため健康予防対策に力を注ぐべきではないかと提言したものであります。実現しませんでした。

少子・高齢社会となり、子は宝であります。昔は3世代が住んで子育て等については、じいちゃん、ばあちゃんが子供を見守ったり、子育てのアドバイスがありました。今では教えてくれる方がおられません。これにかわるものとして、子育て支援センターができたものと思えます。

このときに発足いたしました子育て支援センターの業務内容と該当するお子様の人数、受け付け件数はどのようなになっているのか伺います。

また、この支援センターは各行政区を巡回してあるようですが、その効果についてあわせて

回答願います。

私は健全財政に向かうためには、医療費の削減にあると思います。思い切って市民の健康づくりのために、1,000万円ぐらいこの事業に注がれてはいかかなものかと思います。3人の方の寝たきりがなければ、この予算は生ずるものではないでしょうか。単年度のみを見るのではなく、5年後、10年後には、50人、100人と寝たきりの方が減少すれば、1億5,000万円、3億円と、歳出減となってくるものです。要は、長期計画で健康問題と医療費問題に取り組んでいただき、健全財政対策として太宰府市独特の政策ができないか伺います。

また、この健康づくり対策では、食育、運動、趣味、サークルなどいろいろな関係があると思いますが、これらの関係課が横の連絡を取りながら事業を進める、あるいは子育て支援センターのように独立した健康推進センターを発足させ進めていくなど、ぜひとも健全財政推進のため早急に検討し、目安をつけていただきたいと思いますが、その時期、目標等について伺います。

次に、年末年始並びに週末における交通渋滞の解消問題であります。

このことにつきましても、機会あるごとに質問させていただきましたし、他の議員からもいろいろと質問がっておりますが、なかなか解消に向かっておりません。国立博物館開館とともにウイークデーでも混雑の度を加えております。梅大路交差点につきましては道路改良がなされましたが、踏切と信号機の連動性、また信号機の右折矢印、または時間差による信号機の改善がなされておられません。したがって、最近では、直進車が来ているにもかかわらず強引に右折する車もおります。信号機の改善策は大きな事故がないと取り組まれないのでしょうか。関係機関との協議で回答がどのようになっておるのか、道路改良等含めて伺います。

平成の会では、伊勢市に視察に参りました。伊勢市は年末年始のみパーク・アンド・バスライドを採用し、この4日間のみで3,500万円の売り上げとなっており、特別会計で処理されております。なお、駐車場は1カ所で、河川敷も含め3,300台収容できる大駐車場で、送迎システムとなっております。また、有料駐車料金は年末年始と週末だけとなっております。

私は、本市の交通渋滞解消については、水城小学校前から五条交差点まで歩道を改良し、変則3車線が考えられますが、道路管理者である福岡県の意向もあると思いますが、一つの案として検討もされたと思いますが、この案についての解消策についてどのようにお考えかあわせて伺います。

再質問は自席にていたします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 一般質問、安部議員のご質問に対しましてご回答申し上げます。

まず、1点目の骨格予算についての質問でございますが、平成19年度当初予算は、ご指摘のとおり4月に統一地方選挙を控えておりますので骨格予算となり、政策的な予算につきましては、新体制のもとで改めて検討し、6月補正において審議していただくこととなります。

現時点での一般会計の年間を通じた予算規模といたしましては、ご指摘のとおり、特に大き

な歳入増は見込めず、昨年とほぼ同程度になると見込んでおりますが、一方で新たな需要が見込まれ、昨年に引き続き厳しい状況でございます。

そのためには、予算編成に当たりましては、事務事業の見直しや統廃合、行財政改革等によりまして、身の丈に合った予算編成を行ってまいります。

次に、2点目の機構の見直しについての質問に回答いたします。

今回の地方自治法の改正によりまして、各地方公共団体がみずからの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、助役にかえ副市長制度が導入されております。副市長の定数は、人口、組織の規模等を勘案いたしまして、条例で任意に定めることとされることになりました。

また、特別職としての出納長・収入役制度が廃止されまして、収入、支出、支出命令の確認等一定の会計事務をつかさどります一般職としての補助機関を置くことによりまして、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みが整備されたところであります。

組織機構の整備でございますが、統一選挙を控えた時期でもありますし、法改正の趣旨を踏まえまして、新たな体制の中で慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、3点目の市民の健康づくりについてでございますが、健康な毎日が送れること、病気であっても重度化したり、寝たきりにならずに一生を過ごせるようにすべての人々が望みを持っておると思いますが、寝たきりにならずに一生を過ごしていくということ、また市民の健康づくり、医療費対策を講じていくという上でも重要な行政課題と考えておりますが、ご意見を参考に、事業の内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

次に、4点目の交通渋滞の解消でございますが、ご質問に回答申し上げます。

昨年の10月の九州国立博物館の開館以来、多くの観光客が本市を訪れておられます。太宰府天満宮周辺では交通渋滞となり、地域住民の皆様には日常生活にご迷惑をかけていると思っております。

これから年末年始を迎えるに当たりまして、例年のような大渋滞を招かないように、国土交通省初め県や警察などいろんな関係機関、また関係部署と協議を行いまして、緩和策を検討しているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

なお、質問項目の細部につきましては、関係部長が回答いたします。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 平成19年度の予算についてお尋ねでございますので、お答えをいたします。

平成19年度予算については、昨年同様に施策別の枠配分に基づきまして、現在各施策ごとに予算編成の作業を行っております。市長が申しましたように、昨年に引き続きまして厳しい財政状況でございますので、事務事業の見直しや統廃合、行政改革等を行いながら、内部経費の削減を第一に、市民の皆様には極力負担をかけないような努力を現在しているところでござい

ます。

現段階におけます平成19年度の主な取り組みといたしましては、新市街地整備に伴います児童・生徒数の増加によります小・中学校の教室の改修整備あるいは高雄公園の整備、太宰府市緑地の保全に関する条例に基づきます緑地保護地区の公有化、あるいは便利で安全な道路の整備に力点を置くというふうに関のところで考えておりますけれども、これも先ほど言いましたように、骨格予算でございますので、統一地方選挙後に改めて検討をしたいというふうに関ております。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 次に、3項目めの市民の健康づくりについてお答え申し上げます。

平成20年度に医療制度改革が行われまして、保健部門においては生活習慣病予防に力点を置いた政策が展開されるようになっております。これに伴いまして、市町村では基本健診の充実をさらに図り、健診の結果、生活習慣病予備軍と考えられる人々に対する対策を強化していく施策の展開が必要となってまいります。

このことを受けまして、市といたしましては健診データやレセプトデータを有効に活用いたしまして、保健指導や健康教育並びに栄養指導等により、生活習慣の見直しの支援を進めていくように考えております。健康部門と医療部門の密接な連携によりまして、市民の健康づくり対策の一層の推進により、国保医療費の減少につながる施策を展開していきたいというふうに関ております。

また、現在の健康推進員や健康推進員の経験者を対象に健康リーダーの養成を行いまして、各地域ごとに本市の独特の事業であります「はつらつ貯筋教室」を実施いたしてしております。今後ともに、このような独自の事業の推進をさらに充実に努めてまいりたいというふうに関ております。

ご質問の健康推進センターの発足につきましては、現在の保健センターを核といたしまして保健・医療部門はもとより関係部署との連携を深め、健康推進員、食生活改善推進員等のお力をかりながら、健康づくり対策に取り組んでいきたいというふうに関ております。

なお、子育て支援センターにかかわりますご質問につきましては、子育て支援担当部長よりご回答申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、子育て支援センターについて回答申し上げます。

核家族化や地域における子育て機能の低下等に対応するため、家庭で子育てを行っている保護者の不安や孤立感を取り除くことを目的として事業を行っております。

業務内容は、窓口における相談事業や、本年6月から各地域での事業を展開し、公民館等に出向いての出前保育や、いつでも自由に家族で参加することができる子育てサロンなどを実施いたしてしております。0歳から5歳までのお子さんは、本年3月末で約3,700人、そしてこれ

らの事業に呼びかける就学前の家庭保育のお子さんは約1,800人でございます。

支援センター業務の11月末の実績は、面接51件、電話39件の相談業務、また出前保育等に延べ1,116人、子育てサロンに延べ750人ほどの参加がございました。

なお、出前保育では、区長さん方にもご理解いただき、参加の呼びかけや場所の提供など、多々ご協力をいただいているところでございます。

事業参加者の感想として、相談する人ができてよかった、地域で友達ができよかった、同年代の子供同士のふれあいができてよかったなど、好評を得ているところでございます。

地域に出かけることの効果は、参加する方、支援してくださる地域の方々の共通理解がより深められ、若い世代の保護者の方々が、地域の温かさや親しみの中から、身近な地域社会での支え合いの大切さを自然に感じとり、子育ての楽しみや喜びを見出されていることだと思っております。このことにより、地域での子育てが福祉でまちづくりや地域コミュニティづくりの協働のまちづくりへとつながっていることだと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 交通渋滞の解消についてということでございます。ご回答申し上げます。

梅大路交差点の道路改良に伴い、信号機と踏切の連動性及びそのときの関係機関との協議内容はとの質問でございます。

九州国立博物館の開館によって今でさえ混雑している梅大路交差点が、さらに悪化するおそれがあるため、渋滞緩和対策について平成16年より県において交通実態調査及び検討が始められたところでございます。

梅大路交差点の問題点は、西鉄太宰府線踏切と当該交差点との距離が近すぎて、踏切遮断や一たん停止による影響を受けやすい特異な交差点で、恒常的な渋滞が生じている状況にあり、特に筑紫野・古賀線における五条方向からの右折車線は当時は30mしかなく、後続車の進行を阻害して渋滞が発生していたところでございました。

そのために、道路改良のハード対策、それから信号制御方式の変更のソフト対策が検討され、県警本部、筑紫野警察署、県関係課合同で対策会議が数回開催され、時差式信号、右折専用信号制御などの信号整備については、太宰府線踏切及び信号表示増に伴う交差点飽和度の増加、青時間減少に伴う混雑度の増加等により不可能、難しいということになり、現在の筑紫野・古賀線の右折車線30mを90mに確保延長するという結論になったところでございます。それについては実施されたところです。

なお、長期的対策として、筑紫野・太宰府線、それから市道横町・湯の谷線の道路改良時の梅大路交差点の改良及び隣接交差点の信号機のサイクルを調整し、その結果を見て、信号機のさらに高度化について判断していくという対策となりまして、道路の改良工事が実施されたところでございます。

今後につきましても、交通渋滞の解決について、県及び県警とも協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） まず1点目の3点ぐらいに絞って回答をお願いしますということで質問しておりましたが、市長、部長言われますように、来年の4月の選挙がないことには、またこの3点の絞り方も難しいんじゃないかならうかと思えますけれども、私自身としてはですね、市民が住みやすいまちづくりのためには、病気にならないための施策、これは行政でやっぱり考えなくてはいけない問題じゃなからうかと思っておりますね、市長方針じゃなくって。それから、交通渋滞の緩和、今やはりこれが地球温暖化等にも影響してきますので。それと、教育の問題、いじめ、自殺、それから暴走族、それから義務的な責任を果たされない、税金も納めない、保育料も納めないというような方も出てきておりますので、やはり教育は大切です。私はそういうようなことを、今後行政としても進めていただきたいと思っております。一応、第1点目のそれはそれくらいで終わります。

機構のあり方については、やはり、今申し上げましたように、いじめ、自殺、それからいろいろ、何ですか、建設の場合のいろいろな反対運動等もあっておりますし、やはり市民が身近に相談できると、先ほど、子育て支援担当部長言われましたように、ああいうふうで前向きにされたら、かなり安心されるということで、そういう総合窓口の設置、それから今のところ財政課の方で事業完了後検査してありますけれども、やはり一つの独立した機構として、だれにも影響されないようなやっぱり検査体制が要るんじゃないかならうかというふうに思います。そういうふうで、検査課の問題。それから、これはコミュニティづくり、地域振興部でやってありますけれども、太宰府館ですね、あれが現在、発見塾やらでたくさんの市民の方が利用されております。これは行政の方、大変しっかりと指導して、そういうふうで、市民の方も喜んでありますけれど、まだまだこれが、収益の上がるような方向づけ、例えば食堂をつくったり、あるいは売店をつくったりと、何かそういうようなことが、転換できないかと、それであそこの窓口のあり方を今後検討すべきじゃないかと。

そういうことで機構のあり方について質問したわけですが、こういうものも新市長ができないとできないという問題であるのか、あるいは行政で私はある程度の筋道は立ててもいいんじゃないかならうかと思えますけれど、その総合窓口だとか検査課、それから観光課のあり方、そういうことについての行政としての見方となりますかね。そういう機構整備ができないか、ちょっと再度お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 地方公共団体におきましては、その所管する行政分野や事務事業が拡大しております。また、その役割と責任が広がっていることはご存じのとおりだと思います。このようなことから、組織運営面におけます自主性、自立性の一層の拡大を図りな

がら、今後もマネジメント機能の強化を図りますとともに、まちづくりの課題解決に向けまして、最適な組織機構とするように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

基本的には、組織機構は市民にわかりやすく、市民サービスが的確に迅速に行われ、かつ簡素で効率的でなければならないと考えております。この基本に沿って検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 前向きにひとつこれを検討していただいて、よりよい市民サービスができるように機構整備の方もお願いしたいと思います。小泉首相の機構改革なくして景気回復なしというような言葉もありますように、やはり行政が率先してそういう改革に向けて頑張っていたきたいと思います。

次に、健康づくりの問題でございますが、やはり先ほど福祉の部長さんが言われますように、これは一つの私はいいい手本じゃなかろうかと思えます、子育て支援センターというのは。結局、外に向かって職員の方が行かれると、これによって市民の方は安心して相談に行けると、そういうようなシステムで、これは私はいいい例題と思いましたので、大変しっかりと、私はこの都府楼保育所が廃止になるときに、そういうふうで、行動隊をつくってくれというようなことをお願いしましたところ、このサロンの方でやってありますし、これはなかなかいい筆頭の機構整備であったと思えます。したがって、健康センター、今一生懸命やってあります。本当、先ほども医療費、また平成20年に改正されたりして、習慣予防的なものもしなくちゃならないという、事業はどんどん福祉の問題に入ってくるわけですけど、この方にやはり増員をされて、市民が健康になれば、それだけ私は財政に寄与してくると確信しておりますので、ぜひとも先ほどの子育て支援センターのような機構整備ができればと、これも一応要望しておきます。結局、活動部隊の設置ですね。

それから、交通渋滞につきまして、先ほど部長から説明ありましたが、特に今度「若沖と江戸絵画」特別展が1月1日から、正月三が日の忙しいときから始まるわけですが、この正月三が日の交通対策について、昨年はかなり公共機関利用ということで、少し緩和されたようなところもありますけれど、今年はこの交通、一方通行だとか、そういうことで改善されたところがあれば、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 正月三が日の交通渋滞対策の件でございますけれども、既に関係機関、団体、つまり筑紫野警察署、天満宮、国立博物館等々も入れた関係者の会議を数回行いました。その結果、1つは、交通関係では、一方通行の一部改正がなされております。それが1つでございます。それからもう一つは、去年の国立博物館開館以降の大渋滞等も経験しながら、一つの大きな方策として行いますのは、やはり公共交通機関を利用していただくというのを徹底してPR、周知をしていくということ、まず第1に行いたいというふうになっております。それからいま一つは、臨時駐車場の拡大確保を図るということで、数字的には、今年の

三が日から対比しますと、約320台ほど増の確保ができております。そういうことで、いろんな関係機関と数回にわたって対策を練っておりますので、できるだけそういうふうな公共交通機関を利用していただくとかいうふうなことを、徹底して周知をしていきたいというのを考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今320台ほど増という駐車場の問題、全体でやはり3,000台ぐらいの収容になると思われませんが、伊勢市の場合です、河川敷を利用してまでやってあるんですね、河川管理者との協議も調べて、そういうような駐車場になっておると。それで1カ所で3,300台とめられますので、あそこはバスを年末年始やっているんですね。そこから送迎のみになっているから、町の中は余り、あそこは、ごらんになってわかりますように、道は狭いんですよね、そういうふうでバス一本で、内宮、外宮やらに行かれるようなシステムを組んでおるわけです。

やはり、今言われますように、できるだけ向こうの方で、水城小学校から向こうの方が今度は増えたんだろうと思われませんが、そうなりますと、やはりメリットがないとだめです。結局、あそこに駐車して400円取られ、電車で都府楼駅からまた、1人150円ですか、3人家族として450円、往復で900円また別途要るんですね。それで、無理やりに太宰府の駐車場まで持ってこようと。やはり、そういうメリットを考えていただいたパーク・アンド・ライド方式をとられないかということですが、その点どういうふうに。これは今度の課題だとも思いますが、答えられたらお願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げました、今年正月三が日に比較しますと、約320台の増というふうに申し上げました。トータル的には、いわゆる一般駐車場、臨時が約3,350台、それからパーク・アンド・ライド方式、つまり水城小学校ですとか関屋高架橋の下、看護学校跡地等々の利用が合わせて約1,800台、トータルで5,167台を確保いたしております。

先ほどの質問の中で、いわゆるパーク・アンド・ライド方式のメリットが必要ではないかというご質問なんですけども、確かにこのパーク・アンド・ライドをやってみまして、いろいろアンケートを集計いたしますと、やはり費用がかかるとか、そういうふうな問題、質問もございます。しかしながら、今年三が日の実績を確認いたしました、正月三が日でこのパーク・アンド・ライドだけを利用していただいた方は約2,600台ございました。こういう数字から見ると、今年の元旦あたりの状況からして、かなりの効果があったというのは事実でございますので、やはりこれらをさらに拡大、広げながら、今後の対応にしていきたいというふうに思います。確かにメリットというのは必要なんですけども、例えば先ほど伊勢市の問題をおっしゃいましたが、本市の場合については、西鉄の電車が近くに、都府楼前駅がございますの

で、これを活用するのが非常に効果的だという判断をいたしております。確かにまほろば号もこの沿線を走っておるんですけども、やはり問題は、その幹線道路が大渋滞ということもございますので、また特別バス路線をつくるわけにはまいりませんので、今後こういう方式をさらに充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 一応パーク・アンド・ライド方式もひとつ頑張っていたきたいと思っております。できるだけ、交通緩和に寄与するんじゃないかならうかと思っております。

もう一つ、予算的にも大変だろうと思いますが、水城小学校から五条交差点までの変則3車線、これは以前もちょっと話したと思いますけれども、植樹帯、そういうところを少し削っていただいて、変則3車線、午前中は2車線を使って、帰りは1車線、今度は昼になると、帰りを2車線使って、太宰府の方に入るのは1車線と、そういうような考えはできないかということをお願いしています。その後の、検討というか、予算の問題もありませんが、県との絡み合い、部長あたりは後で来られたからわからないか、ちょっとその点について。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そういう内容が質問書に書いてございましたので、部内で、昔担当した職員に聞いておりましたが、具体的にテーブルにのせて検討したという事績はございませんでした。ただ、当時政庁前通りを改良するときに、1つは、北側が非常に史跡関係、特別史跡関係もございまして、景観、そういうものを含めて歩道をとるといような考え方が、その当時主流でございまして、改良の結果、今のような歩道も含めた、また歴史をいつでも散策できるような形にしたという経過がございます。

安部議員さんの考え方は、多少交通の緩和になるかもしれませんが、交通渋滞が本当に、政庁前通りも正月三が日渋滞し、天満宮駐車場も渋滞したときに、それ以上逆にずっと通常のように天満宮駐車場からバックがかかってきて渋滞するということで、市の方も似た考え方として、市役所の前の五条橋ですかね、あそこから米屋さんのところの前をずっと河川敷に道路をつくって、逃げれるようにしたらどうかというようなことも、これは絵に描いて、かなり検討したわけでございますけども、当初言いましたような理由で、なかなか抜本的な交通渋滞の対策にならないということで、今のところそういう考え方を持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 結局、駐車場が狭いということですね。あそこは700台ぐらい入っていると思いますけれど、そういうような問題、一応今後の検討課題としてお願いしておきます。

いろいろ質問しましても、なかなか選挙前で難しい問題もあろうかと思っておりますので、これで

終わりますが、最後に、やはり市民に溶け込んだ行政をしていただきたい。先ほどの子育て支援センターのように、前向きに市民の中にどんどん入っていただきたいということを特にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

議題は通告どおり、いじめ問題と太宰府館についてお伺いをいたします。

いじめ問題が異常な広がりで展開し、前例のない事態が続いています。教育界だけではなく社会全体が立ちすくみ戸惑っている重苦しい冬となりました。全国でいじめに起因すると見られる10代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという現実です。一連の問題は、子供たちに不幸、不運を重ねながら次々に浮上してきました。その痛ましさや影響の大きさから連鎖的な教育危機とも言うべき状況の中で、子供たちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、私たちは真正面から取り組んで、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

いじめはいかなる理由があろうと絶対に許してはならない。あらゆる手段を尽くして根絶させるべきであると私は思います。そのために、いじめは人道上的犯罪。断じて許さないという強い意志を学校初め社会全体に行き渡らせることこそ、いじめの根絶の大前提ではないでしょうか。

学校側はどんな理由があろうと、人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきです。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは周りで見ている人たちです。児童・生徒たちには、自分に関係ない、見て見ぬふりは共犯者という考えを定着させなければなりません。また、いじめに対し、これは僕たちの問題なのだと認識させて、子供同士で「やめろ」と言うことのとうとさをぜひ教えていきたいと思います。

いじめ問題の解決は、子供優先の社会への構造改革によって、人が輝く社会づくりができるかどうかにかかっています。

以上の観点から以下、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

本市におけるいじめの実態をどうとらえておられますか。そのための日常的な子供へのアンケート調査はどのように行われていますか。

2番目、本来、100%子供と向き合うべき教師が、雑務に追われ専念できないという問題も指摘されています。学校、地域、家庭が連携しての教師バックアップ体制が必要と考えますが、認識を伺いたい。

3番目、教師こそ最大の教育環境であり、子供の成長はよき教師との出会いによって決まる

と言っても過言ではありません。教員の資質向上にどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

4番目、中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談活動の相談窓口の設置についてお伺いをいたします。

5番目、一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっています。本市の教育委員会に照らし教育長の認識をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、何かと批判のある太宰府館についてですが、なぜこの12月議会でこの質問をするかと言えば、本来この施設は観光客の皆さんにくつろいでいただくための施設であり、小鳥居小路の活性化の核づくりのためにつくられたやかたであると私は理解をいたしておりますので、1年の中で、最も多くの方が来られる年末年始にどう対処しようとしているのか。開館して早くも3年目を迎えますが、市としては、現在事業としてどのように評価をしておられるかお尋ねをいたします。

再質問については、自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ問題につきまして5点にわたっての質問についてお答え申し上げます。

最初に、いじめの実態についてですが、先ほどの話の中にもありましたように、いじめにより児童・生徒がその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることにつきまして、極めて遺憾なことであり、重く受けとめているところでございます。

いじめは決して許されることではなく、しかし一方で、どの学校でも起こり得るものと考えております。したがって、その対策に本市といたしましても特に力を注ぐべき重点課題ととらえております。いじめに教師が加担するなどということは言語道断であり、決して許されるものではありません。

文部科学省は、いじめを「自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてしております。本市でも毎月調査を実施しておりますが、今年度は残念ながら11月末までに中学校から2件のいじめの報告があっており、そのうち10月におきました1件につきましては既に解決しております。もう一件につきましては、該当校において関係生徒等への指導、保護者等への説明を行うなどして、二度と起こさないような取り組みをしてるところでございます。

このような中、本市といたしましても一層の危機感を持ち、いじめ問題に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2点目の教師の状況に関する質問についてですが、ご指摘のような学校の状況につきましては、私も認識しておるところでございます。その背景といたしましては、学校週5日制に伴う時間減という量的な問題、また学習内容や方法の複雑化による質的な問題があろうと思えます。そのほかに子供の実態とか、保護者の要望等、多様化等々から来るそういうふうなことが

背景として考えられると思っております。

こういう中でございますが、本市におきましては、特に本年度から文部科学省の学校評価システム構築事業の推進地域としてその指定を受けましたが、この事業では、学校、地域、家庭、そして教育委員会が一堂に会して話し合うなど、連携の一つの方策として生かしていけるのではないかと考えているところでございます。今後、学校教育の質的向上を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の教員の資質の向上についてですが、ご指摘のように子供の成長にとって教師の役割は大変重要です。この自覚のもと、子供の成長にかかわっているという喜びや誇りを持って指導力や使命感に富んだ教師であってまいりたいと考えております。

本市では、県そして筑紫地区主催の研修会に加えまして、市教育委員会主催の研究会を先生方のキャリア、あるいはニーズに応じて体系的に設け、特に休業中を中心に実施しております。また、各学校の組織的な教育活動の充実を図る研究指定校制度や学校訪問、校内研修会における日常的な指導もあわせ教員一人一人の質的向上を図っておるところでございます。

4点目のスクールカウンセラーの相談活動に関する質問についてですが、現在2名のスクールカウンセラーが2中学校を担当する形で、市内4中学校すべてで教育相談を行っております。教育相談の時間は、1校当たり平均週4時間で、年間35週、会場は各学校とも相談室で実施しておりますが、必要に応じて家庭訪問等による教育相談も行っております。小学校の教育相談につきましては、県のスーパーバイザーやスクールカウンセラーが対応しているところでございます。

最後の教育委員会のあり方についてですが、今日、いろんな批判、また改革論議があっておりますけれども、このことにつきまして、現段階におきましてはまだ意見のまとまりというところまで至っていないのではないかと思っています。法的な面、それからいろいろな内容的な面もございますので、こういうことを見据えながら、本市といたしましても諸課題の解決に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、太宰府館についてのご質問にご回答申し上げます。

地域活性化複合施設太宰府館の設置目的でございますが、ご承知のようにまるごと博物館構想の中核施設として、市民と観光客が交流し、また滞留型観光の拠点として平成16年10月に開館いたしましたところでございます。開館以来既に2年を経過いたしました。利用客や入館者も年々増加しております。平成18年11月末現在では、延べ約29万人の方が利用されておるわけですが、まだまだ十分な効果が発揮できていないと考えております。

特に九州国立博物館が開館いたしましたから、市民はもとより県内外からの観光客も増加傾向にありまして、今後とも九州国立博物館や太宰府天満宮、また観光協会などとも密に連携を取りながら、設置目的に向けてさらなる活性化を図ってまいりたいと思っております。また、

このことにつきまして、太宰府館の積極的な取り組みによりまして、さらに波及効果が十分発揮できるよう期待いたしておるところでございます。

なお、ご質問の年末年始にかけての詳細な対応、あるいは今後の運営等につきましては、担当部長からご回答を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 太宰府館の年末年始の対応について申し上げます。

まず、12月25日までは通常どおり開館をいたしまして、26日から30日までは臨時休館といたす予定でございます。これは年末の同時期に参道周辺の商店街も正月準備に入られます。また、九州国立博物館も25日から31日までは休館ということも勘案しながら、こういう休館をとりたいというふうに思っております。

なお、31日から元旦、2日の3日間につきましては、午後10時まで開館をいたします。これは関係団体がイベントの開催をするという予約も入っておりますことから、午後10時まで予定をいたしております。特に31日のイベント終了後につきましては、太宰府館建物の広場を利用して、補導連絡協議会などの巡回活動の拠点としてもご利用いただくというふうな予定でございます。また、正月3日から9日までは通常どおり開館いたしまして、31日から9日まで延べ10日間を通常どおり開館いたすというふうに考えております。

また、これまで以上に多くの方にこの太宰府館を利用させていただくために、一つのプログラムとして梅ヶ枝餅焼き、木うその絵つけ、それから万葉歌碑めぐりや史跡めぐり等々の、いわゆる体験プログラムというものを新しく企画をいたしております。平成18年度の実績として11月末までですけれども、既に35回実施をいたしました。これに参加していただいた市民、観光客は延べ約1,900人になっております。分析をいたしますと、大半が市外からのグループが多うございまして、特に小・中・高等学校等々の修学旅行、あるいは子ども会等の利用が日々増加しております。また、あわせて周辺の小鳥居小路、宰府商店街ですけれども、2年前にがんばろう会という組織を立ち上げられました。この中でいろんな事業を展開をされておるわけですが、その一つの事例を紹介いたしますが、例えば七夕祭り、あるいはえびす様祭り、そして今回から新たに曲水の宴、あの事業につきましてはこの小鳥居小路まで行列を回してもらうというようなことも実現いたしました。そういうことで、いろんなこの商店街が事業を展開されるときも、この太宰府館を一つの活動の拠点というふうな位置づけもされておまして活用をいただいております。そういうことから今後も市民、あるいは地元、観光客あわせながら、今後もこの設置目的に向けて活性化を図りながら、その活用を徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 初めに、いじめの問題ですが、項目別に分けてお答えをいただきましたが、質問は再質問全体的になるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このいじめの問題は、いろいろな角度からもう日々テレビ等でも討論が行われ、教育再生会議においても、どうすべきかという対策がいろいろと練られておりますが、まず私は、この問題は学校教育だけではなく家庭教育、それからまた社会全体がかかわっていかねばいけない問題であるというふうに思っています。

まず、その点からお答えいただきたいんですが、どう思われるか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 子供の教育を考えたときに、ご指摘のように学校、家庭、社会、この三者の連携が一番重要であると思ひますので、言われるそのとおりだと思ひております。そういう中で、学校というのはやはり教育専門家集団であるだけに、またいろいろないじめ等が学校生活というものとして起こっているような現状もあるということから考えたときに、学校が果たす役割とか責任は大きいと思ひております。その学校の状況を、先ほども言ひていただきましたような信頼とか、バックアップとかというような形で支えていただけると、よりよい方向に行くんじゃないかと思ひて、大変ありがたい話だと思ひて聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そこで、今お伺ひしているのは学校における教育をどうやっていくかということになると思ひますが、いわゆる我々団塊の世代の人間からすれば、いじめによって自殺をする子供たちが出てくること自体なかなか理解しがたい部分というのはありますが、過去から現在に至るまでこのいじめは決してない時期はないというふうに思ひます。今なぜそういった子供たちのいじめの内容が変わってきた、またいじめ方が変わってきた、死を決意するまでのいじめが発生をしているということであろうというふうに思ひています。

今、学校で大事なものは、いじめは絶対に許さないという学校、教育委員会もそうですけども、全体がそういった空気をつくり出す、いかにそう一人一人の命に植えつけるかどうかであろうというふうに思ひます。そうするには、学校の先生、教師そのものが絶対にいじめは悪であり、許してはいけないという、そういったものが今本市における小・中学校、幼稚園もそうでしょうけども、そういった教育現場にあるのかどうか、これはなければ、全くないということはないでしょうけども、100%そうであるという意識づけをいかに子供たちにも学校の先生たちにも親にもするか、これ以外にないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、いじめが悪いことである、してはならないことである、そのことについては、命の大切さと同様に各学校で十分な指導が行われているというふうにとらえておるところです。ただ、1つには、これは教育再生会議の義家氏も言っていたんですが、弱い者をいじめるといのが、やっぱり人間のどこか根っここのところにいつもあるのかなというふうなところもあると思います。それだけに教育が非常に大事だということは論をまたないと思っております。

もう一つは、私はいつも思っていることは知っていることとか、考えることとか、思うことと行為といいたいでしょうか、これには大きな溝があって、例えばいじめをしていけないということは知っている、いじめをしないようにしなくてはいけないということは考えている、しかしながら実際いじめを見たとき、それをとめるかどうかというそのところの大きな溝があって、よりよい行為に移っていくためには正しい理解も非常に大事なことですけれども、これをすることが大事だということを言う周りの証人といいたいでしょうか、周りの気持ちとか、やはり大人社会の様子とか、テレビ社会、いろいろなところをやはり十分に勘案しないと、単なる知識とか、頭で考えるだけではなかなかうまくいかないのではないかと、その辺が単にいじめ問題だけじゃなくて、いろんな道徳性を考えたときに、知識とか考え方までは十分身につけていたとしても、それが行為にまでどう結びつくかというところに難しさがあるという、そんなふうなことを考えているところです。

先ほど、繰り返すようですが、それを乗り越えていくためにはやはり、学校でいえば学級集団とか学校集団の証人とか、社会でいえば地域とか大人の社会の、やはりそういう支えがないとそこを乗り越えられないんじゃないかという意味合いで、先ほども出ましたように、学校、家庭、地域、こういうことの一致した連携のもとに指導に当たるといことは非常に大事だと思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、教育長が言われるとおりに思いますが、であればこそなおさらのことのように日々、正直言いまして私も今回こういった事例が多く出てまいりましたけれども、以前は確かに体に対する暴力、それから金銭を要求する暴力、これによって自殺が一時期増えました。しかし、今のいじめは要するに内面的ないじめによつての自殺者が出てるように思います。今、教育長が言われたように、我々自身もこれに対する認識不足というか、そういったものも確かにありましたし、今、教育基本法の問題からいろいろ出ておりますが、この教育に対する新たな決意を持って取り組むべき時が来ているのではないかというふうに感じております。だから、我々も大いに反省する点がありますが、その点を強く今の先生方にも持っていただきたいと。だから、すべての先生がやっぱり持つ必要があるだろうというふうに思っています。

ここに記事があるんですが、先ほども言いましたけども、いじめは暴力ですと、いじめ

ている側が100%悪い。1,000%悪い。いじめの被害者は弱い人間、それは正反対であると。いじめ人間にこそ自分の醜い心に負けた一番弱い人間であると。暴力人間を強いと錯覚するところに日本の狂いがある。心から血を流している人に対して、傷の手当てもしないで頑張れというのは間違いであると。その人を苦しめている原因を一緒に取り除いてあげなければいけない。大人の鈍感さが問題であると。要するに我々がそういうことにやっぱり鈍感になっている。いち早く子供のそういった傷を見出して、それを最後まで取り除く作業をすることこそが一つの教育であると。今、高校の進学の問題等々出ておりますが、やはりそういう基本のところからの教育なしに幾ら大学受験をして大学に通っても、やはりそういう人間しか生まれてこないのではないかという危惧が芽生えてまいります。

具体的に今太宰府でどういう問題が起きて云々ということはあれですけども、先ほど言いましたように、ある中学校ではアンケート調査を無記名じゃなくて記名式でされたというところもあるようであります、やはり毎月、先生にわかるようにいじめるのはなかなかないでしょうから、しかしそういうアンケート調査をする中で、アンケートに書いていけば解決してもらえるという風潮をつくっていかなければ、本当のことをアンケートに書く子供もないのではないかと思えますし、私は無記名であるのが正しいやり方であろうと。記名式というのはなかなか、またそれが先生にわかったから、今先生に対する信頼感もないですからね。先生に要らんことを言うたおかげで、それがいじめの原因になったというのが隣の、近隣の中学校でのことでありますから、本当にいじめられているというふうに書いていいのかどうかというのも、子供たちも迷う部分があるかもわかりませんので、そういった点はもう一度再考していただくようお願いをしたいと思います。

教育委員会というよりは、要するに教育界全体でしょうけども、こういういじめの問題、また登校拒否の問題等を上に上げると立場が悪くなるとか、そういったことではなくて、いわゆるそこなりのガラス張りというか、正直に今どういう問題がこの中学校、小学校にあって、それをこう解決しましたという、その解決したという部分を重く見て、何でも上に上げられるようにやはりすべき改正点が私は学校教育の中にあるのではないかというふうに思います。

先ほど教育長も言われたように、ヤンキー先生の義家さんが5人の仲間をつくれということをしてテレビで当時報道されておりましたけども、あれはあれでそうだろうというふうに思いますし、そこにもう現に太宰府の小・中学校で実施されているところもあると思えますが、社会との、地域との連携といいますか、そういったものもお一層強めていっていただきたいというふうに思っています。

それと、先日議会全員協議会のときに中学校の今度の給食の問題、給食といいますかランチサービスの問題で、なぜこのランチサービスを先生と一緒にとって、給食をとってもらえないのかなという疑問が我々にはあります。もう少し学校の先生が積極的に、新たな方式を組み入れたわけですから、それに積極的に私は取り組むべきではないかというふうに思っています。こういったところに先生の関心の低さというか、気配り、目配りの配慮が欠いているのではな

いかと、生徒に対するですね。それが結果として、いじめの実態を掌握できないということにもつながってきているのではないかと、そういう危惧があります。

今回、7名ですか、先生でランチサービス今注文されているのが、今後増えることを我々は期待はいたしますけれども、今言われている教育の中で食育という見地からも、今度のランチサービスはこうこうで、まだまだ人数は少ないけれども、どうかかわっていったらいいのかという食育というものを考えたときに、やっぱりみずから同じものを食するということが私は大事だろうというふうに思いますが、その点、最後の点、ちょっと教育長いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先生方が何を食べてあるかということについて、詳しい情報は私ども持っておりません。できるだけ子供たちと同じような目線に立ってしていくというのは一つの方法ではないかというふうに思います。ただ、食事とかかになってきますと、必ずしもそれを義務づけるといいでしょうか、そのようにしてほしいという気持ちは気持ちといたしまして、そのようにするというのはなかなか難しさもあるんじゃないかというふうに思っております。今のようなご意見があったということについては、また校長を通して知らせたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この教育の問題は奥が深く、将来日本の国がどう変わっていくかという問題にもかかわってきますから、ここだけで論議は尽くせるはずもないわけでございますけれども、先ほどからありました地域の問題ですね、関心がある家庭は関心があるけれど、学校に関心がないとか、なかなか関心が持てない、そういう時間もないというご家庭もいっぱいあるというふうに認識しております。

学校で、いろんな中学校で集まる機会がありますが、来られるお母さんお父さん方、お父さん方が来られるのはもうほとんどないと、お母さん方でも確かもういつも同じメンバーしか来られないという、そういった面もあります。学校の先生、生徒の問題、それから地域、それからいわゆるお父さんお母さんのこのところに、いかにくさびを打っていくかが今やらなければならないことだろうというふうに私は思います。今やらなければいけないことと、将来に向かってやっていくことと立て分けて、論議だけしたって意味がないわけですから、もう常にこういった問題を解決する方向でぜひ取り組んでいただきたいと。極端に言えば、それは学校の成績を上げてもらうための学校だというふうに言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、こうやった子供たち、先ほども一般質問で宝ということが出ておりましたが、こういう犠牲になる子供が一人でも減るように、また一人もなくなるようにするのが今やらなければならないことであろうというふうに思います。これが今だけ、この話題に上ってるときだけ、テレビの報道ももう少ししたらまた消えるでしょう。そういったときに継続的にこの問題に取り組む姿勢を再度教育長にお伺いして、この項目は終わりたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校はご存じのように学習の場であり生活の場でもありますし、それから

育てる側面といたしましては、知識だけじゃなくて、そういう徳育、体育、そういうものがやっぱりバランスよく育っていくというのが大事なことでございますので、今そういう面でいじめということで大きく心なりがクローズアップされておりますが、そういうところが、さきに申しましたようなよくバランスのとれた子供たちに育つように、いろんな面から努力してまいりたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いじめの問題はまたお二人ほど一般質問がありますので、そちらの方にお任せしたいというふうに思います。

太宰府館の問題ですが、当初の目的達成率は何%でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 達成率が何%かというご質問なんですけども、先ほど市長が申しましたように、やはりこの太宰府館の活用につきましては、まだまだ十分とは言えないというのは十分担当としても認識はいたしております。今後とも観光客あるいは市民の皆さんに立ち寄ってもらうような企画、プランを立てながら、旅行会社あるいは観光協会、国立博物館等々も含めながら、いろいろな企画をしながらそこに情報を発信し、そして滞在型の観光、あるいは回遊性を持たせながら市内全域にその波及効果を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 議長、濟いませぬ、ちょっとお願いがあるんですが、1項目だけ逆に戻っていかんでしょうか。大事なことを忘れておりました。

○議長（村山弘行議員） 教育委員会の。

○17番（福廣和美議員） 教育委員の。いいですか。

○議長（村山弘行議員） はい。

○17番（福廣和美議員） 濟いませぬ、どうも。

一番聞こうと思っていたことが1つありました。そのいじめの中の今問題になっている携帯電話、この現状、太宰府の場合は小・中学校に持ってきていいようになっているのかどうか。というのは、もう私が言わずとも問題点はわかっていると思いますが、メール、インターネット、これによる集団的いじめ、そういったものも、これは東京、大阪、大都市の問題かもわかりませんが、携帯電話というものをどう学校現場として考えておられるか、ちょっとお伺いをしたいんですが。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 年度当初ぐらいに学校に来たときには持ってこないように指導しているというふうに聞いた、そういう記憶の状況で、あと確かな情報を持っておりませぬので、必要であれば調査して報告させていただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この前、今の教育再生会議等、テレビ等の議論の中で、いわゆるご両親が持たせると、そこまではいいかもわからんが、持って帰った家では必要ないわけですから、家では取り上げるということをしなければいけないと。笑われるかもしれんけども、それぐらいのことをしないとだめなんですよ、やっぱり。その安心・安全のための携帯電話であって、メールのやりとりをするための携帯電話を持たせちゃいかんということですよ。必要ないわけですから。そこまで踏み込む気持ちがあるかないかですよ、皆さん方、皆さん方というか社会が。私はそう思うんですが。実態がわからないということですので、今後またその点は追及はしていきたいというふうに思います。これはもう小・中学校だけではなくて高校もそうですけども、高校の授業中にメールの交換をするなんていうのはもってのほかでしょうが。そう思いませんか。ああいうのが堂々と報道される時代というのはおかしいですよ。それならラジオを持っていてもいい、テレビを持っていてもいいということですよ。今、携帯電話でテレビも見れるわけですから。携帯電話のことについてはまた別途やります。

では、太宰府館に戻りますが、達成率が何%かわからんということですが、我々は開館以来2年が過ぎ3年目を迎えた今、あれは税金のむだ遣いじゃないかという批判が大いにありますし、しかし我々は今からよくなるんですと言うしかないわけですよ。で、3年目を迎える。この状況がいつまで続くのですかと。今のままでいくのであれば、そういう批判の方が当たってしまいますよということです。と思うんですが、当初……、じゃあ先に、団体客であそこで食事をとってされた数は今まで過去2年間どれぐらい、何件ぐらいありますか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ちょっと今手元に団体客がどのくらいという数字を持ちませんが、11月末までの入館者の分析をいたしますと、先ほど市長が申しました約29万人という数字は出ておりますが、うち観光客と思われる入館者につきましては約35%ぐらいの数字が出ております。つまり9万人ぐらいが観光客だという判断をいたしておりまして、それぞれ先ほど言いました体験プログラムの中で修学旅行等々の子供たちが来ておりますし、その中でもある団体については昼食をとるというケースも徐々に増えてきております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） なかなか数字を教えてもらえないわけで、徐々に増えているというのはどういう感じで増えているかというのは我々が調べないといかんのやろうけど。随分、この太宰府館を建てる前にはそこらあたりの議論をしましたよね。そうやっていくために、どうしたらいいかこうしたらいいか、こういう施設にしたらいいかということを随分議論をしたように思いますし、我々の感覚としては、あの当時議論した内容はほとんどないと、今。当初は太宰府館を地域の方にも市民にも近隣の方にも理解をしてもらうために、そういうものを主体としてやっていくということはやぶさかでないというふうな理解をしておりましたが、その域から一向に脱しようと思わずに、その方向の深みだけにはまり込んでいるのではないかという危惧を今持っております。その点はいかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどもご回答の中でも申し上げましたけども、観光客だけではなくて、やはりあの太宰府館周辺の商店街、地域の方々にも大いに活用していただくということも目的の中にございますので、例の商店街の宰府商店街、小鳥居商店街を含めまして数年前にがんばろう会という組織が立ち上がりました。その中で、年間を通して6項目ぐらいのイベントが企画されておりますが、ほとんどあの太宰府館の前の広場、あるいは館内を含めて一つの拠点として活用をいただいております。そういうことで、観光客のみならず、やはり市民を含めて地域の方にも今後ともその活用を大いに図っていただきたい。こちらの方もその受け皿として、いろいろなプランをしていきたいというふうには考えております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） というのは、太宰府館の中で営業はできないと。どうやって利益を生むかということになると、その近隣のあそこの商店街の人たちに多くの、あの通りを渡っていただいて利益を上げていただく、そこにしかないわけですから。で、その点がですね、なかなか我々が思っているような形になっていかないと。いつになったら目に見えてくるのかなというですね、そういったものが欲しいんですね、そうしないと税金のむだ遣いと市民の方から批判を受けたときに返す言葉もないという現状になってくるのではないかというふうに思っています。

それで、年末年始のことをお伺いしたんですが、31日から三が日は10時まであそこをあけると。これ、たしか今年に入っての一般質問か何かでお伺いをしたときに、要望していたんですが、31日の夜ぐらいは、あそこの通り全体を明るくして、イルミネーションにしてもですね、一つの、いや、それは昨年からですね、あの通りは増えてきたんですよ、人通りが。ここ二、三年前と、あの通り、31日の大みそかかですね、通る割合というのは全く違います。三、四年前はもう真っ暗でですね、ほとんどあの通りはありませんでしたよ。しかし、今、駐車場関係の問題かもわかりませんが、結構多いんです、あそこは。そういうときには、あの通りをですね、本当に違う通りのようにですね、僕はすべきじゃないかというふうに、31日だけでもですよ、そう思っています。で、10時までとは言わずに、31日は朝まで24時間あけていいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいまの年末年始の問題等は部長から答弁させますが、現在の太宰府館のそのものが税金のむだ遣いじゃないかというようなことを、現象面だけでとらえていただいておりますが、この経過につきましては、市民の皆さんにも十分説明し、議会に対しましても説明しながら、あの建設に至った経緯だけは十分ご承知おき願いたいと思っております。

まず第1に、あの中心市街地が、大型店舗が郊外にできまして、中心市街地の灯が消えたようになったのは事実でございます。唯一残ってございました太宰府ストアがとうとう倒産したわけでございます。それに伴います、倒産のために、用地を売買したときに、マンション業者が

買ったわけでございまして、あの参道、そして中心市街地のど真ん中に11階のマンションを建てると、そういう計画が示されたわけでございまして、地元商店街の皆さん、また周辺の皆さん、びっくりしたわけでございます。と同時に、太宰府天満宮を中心とした市街地の景観上にも、あの、中心の中に、煙突みたいな11階のマンションができたときの景観を想像した場合に、どう対応したらいいのか、地元の皆さんが、まず反対運動を起こされましたし、市民の皆さんもいろいろ関心があり、私のところにもいろいろの陳情なり、そしてご意見があったわけでございます。そういういきさつがありまして、あそこを、いわゆる高層のマンションを建てたい業者に、まず中止をお願いしたわけでございます。いわゆる高さの制限等も問題、そしてこれは中止して、建設を断念願ったのでございます。しからば、その跡の用地をどうするかと同時に金銭上の問題があるわけです。それにどう対応するかの問題もありまして、まず太宰府市が、あの土地は将来の景観、あるいは太宰府市街地の活性化、あるいは観光、国博を見据えた観光の拠点として、大変重要な土地じゃないかというようなことをいろいろ検討しながら、まず太宰府市で土地を所有しようということで、土地開発公社に先行取得をお願いし、それと同時に、将来の、国立博物館ができた、またその周辺の景観の問題を含めまして、法律の改正により、地方自治体で都市計画の決定ができる法律の改正があったわけでございますが、直ちに都市計画審議会を開きまして、あの地点を高さ制限、15mという全国でも画期的な都市計画制限を実施したわけでございます。その後の経過は、何をつくるかいろいろ議論がございましたが、現在の太宰府館を設置するということで決定をいただき、議会の議決を得ながら、現在の建物ができたわけでございます。その設置目的ないしは現況は非常に、まだまだ目的を達成していない、ご承知のとおりでございます。しかし、これをどう今後生かしていくかというのは、部長が答弁いたしましたように、あの設置目的に沿った、いろいろな形での実効ある、効果を、積極的にやっていきたい。まるごと博物館拠点あるいは国立博物館あるいは天満宮と連携を取った、今後のいわゆる情報発信の基地的なもの、そしてまた観光客に対するご案内等の基地、いろいろ方法はあろうかと思えます。そういうことで、今後積極的に現在の太宰府館をより効果的、また実効あるものにしていきたいと、かように考えておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどの質問の中で、商店街、いわゆる大みそかの活性化なんですけども、このがんばろう会という組織ができましたのは、この太宰府館を活用しながら、周辺、市民含めて活性化を図ろうという中で立ち上げられております。このがんばろう会の中身を少しご説明いたしますと、このがんばろう会の一つの目的の中に、大きく3つの柱がございます。その1つは、地元住民、つまり周辺が楽しむ事業の展開、それから地元商店街もにぎわう事業、そして3つ目に、太宰府館をこの事業の拠点として展開する企画事業という部分で、3本の柱でいろいろな事業を展開されております。で、31日のそのにぎわいの部分ですけども、今現在きちんとした計画はされておられませんけども、今後もそういうふうな提言を受けながら、一緒になって活性化を図っていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 市長が言われるのはね、そのとおりなんですよ。そう思います。私自身自身が、あそこは税金のむだ遣いと言った覚えはありませんので。そう市民の人から言われると、言われたときにどう回答していくかがですね、今のスピードはぬるいんじゃないかと思うんです。これ10年、20年後にですよ、活性化されたって、きついですよ、これは。そう活性化は、あそこの小鳥居小路を目的でやると決めたらですね、やっぱり5年以内ぐらいに大きく変えていくというのがなかったら、何のために太宰府館をつくったかわからんですよ。僕はそう思うんですよ。そういうですね、熱い気持ちを持って我々は太宰府館をあそこにつくろうということに同意したわけです。今のままの太宰府館では同意できませんよ。あそこを中心にじゃなくて、あれを利用して、商店街が変わることが大事でしょうが。そうせんと、参道に来た観光客は、左に曲がろうという気持ちは起きんですよ。どうやって起こすんですか。それがない限り、太宰府館の意義はないですよ。あそこに来た外国の観光客、韓国から来られた、中国から来られた、もちろん日本の各地から来られた観光客の方が、あの角を左に曲がってみようというですね、どうやって起こすんですか。それにあそこの商店街の人たちは全力を尽くすべきですよ。それがなかったら、太宰府館は税金のむだ遣いでしょうが。そうじゃないですか。その点、もう一遍回答してください、心を決めて。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 小鳥居小路、宰府商店街の活性化も含めたこの設置目的がございます。先ほど申しましたように、年間を通していろいろな事業が展開されております。再度申し上げたいと思いますけども、七夕祭り、菊まつり、恵比寿まいり、それから曲水の宴の参進行列の誘致、あるいはおひな祭り、それから商店街のマップをつくったりと、いろんな事業をそれぞれ月ごとに年間計画で事業を展開されております。で、なかなか一気にそういう活性化、観光客、買い物客を引き込むというようなことにはなりませんけども、やはり徐々にそういう事業を展開しながら、お客さんを呼び込み、そして市内全域に回遊性を持たせたようなまちづくりに協力をしていただいているということは事実でございますので、また市としても積極的に支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この問題は、4月に選挙がありますので、4月以降ここにおるかどうかわかりませんので、市民の方から、もう一度、福廣、おまえ市会議員でいいよという信任投票がありましたら、再度この問題を取り扱いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

○5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、4項目について質問いたします。

1項目め、市民政庁まつりに対する市の役割と取り組みについてお尋ねいたします。

市民祭りも、最初は学業院中学校の校庭で始まり、政庁跡へと場所を移し、次第に大きくなってまいりました。本年も第24回目が10月14日に開催され、予算の関係で昼間のみの開催でしたが、実行委員会の皆様のご努力で大変盛り上がり、また天気にも恵まれて、心配されました来場者も約3万4,000人あったと聞いております。当市の人口が約6万6,000人ですから、その5割強の方が来られておられることとなります。市民のコミュニケーションの場としては、これ以上の場はないのではないのでしょうか。また、この祭りを行うに当たっては、全市民の皆さんに浄財を募り、事業をされている方には別に協賛金をお願いして運営が行われております。一方、市の方はといいますと、財政状況が厳しいということもありまして、市民政庁まつりに対する補助金は、去年は500万円、今年は415万円で、将来的には0になるかもしれませんと、担当の方から実行委員会の方へ話があったと聞きましたが、そこでお尋ねいたします。

祭りの主体は実行委員会ですが、市としてこの市民政庁まつりをどのように考えておられるのか。例えば、先ほども言いましたが、市民のコミュニケーションの場としては、これ以上の場はないのではないかと思います。そこで、大事に育てていかなければならないと考えておられるのか、もっと別の方向で考えておられるのか、またその取り組みについても、今のよう形でやっていかれるのか、もっと積極的にかかわりを持っていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

2問目、学校教育に対する予算についてお尋ねいたします。

日本の将来を担う子供たちは国の宝であります。子供たちが健全に健やかに育つようにと学校教育がなされていると思います。もちろん先生方の教育、指導が重きをなすものですが、そのためには学校教育施設の整備も重要であります。今、本市の学校を見ますと、校舎も老朽化してきています。お金がないということで、その修理もままなりません。また、教材についても、要る物も我慢して、やりくりしなから何とかしのいでいるというのが現状でございます。このような状態では十分な教育はできません。9月の議会でも取り上げましたが、再度今回も質問させていただきます。

学校現場を見ていますと、昔は先生が教科書とチョークを持って授業が行われておりましたが、現在はいろんな教材やテレビ、パソコンなどを使った授業が行われています。予算がないということで、学校はぎりぎりの中でやっておられます。何を言っても、お金がないの一言で

済まされています。本市は、「緑豊かな文教都市、文化のまち」と標榜はしていますが、学校現場では、運動会のマスゲームに使うリボン代やプールの消毒の薬代にも事を欠くような状態では、いい教育ができるとは思えません。先生方は、いじめや学級崩壊など大変気苦勞も多い中に、そのような苦勞まで押しつけては、児童・生徒への気配りも半減していきます。

本市の活性化のためにも、ぜひ教育予算を確保していただきたいと思います。何でも一律カットでは、一見公平に見えます。しかし、事業によっては、先送りしたり量を減らせばやれるところもあるでしょう。しかし、それ以上のカットをすれば質の低下を招き、事業自体がやれなくなるところも出てくるでしょう。この学校教育予算はもう底までできています。教育の質の低下へと向かうのです。教育の質の向上、維持は、本市の活性化に一番必要なことなのです。前回も言いましたが、若い人たちが住みたくなるまちにするには学校をよくすることです。今の若いお母さん方は、我が子を少しでもいい学校へ行かせたい。太宰府の学校はいい学校だと言われますと、自然と若い世代が増えていきます。学校が元気になるとまちも元気になります。元気なまち太宰府にするため、日本の将来のため、ぜひとも学校教育予算を優先していただきたいと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

3 問目、国土舘大学福祉専門学校の跡地利用と用途地域の見直しについてお尋ねいたします。

国土舘大学福祉専門学校が来年度からの新入生の募集を中止するとのことで、現在の在校生が卒業してしまいますと、学校は閉鎖されるとのことです。学校の閉鎖については学校の都合もあるでしょうから、どうしようもないと思います。そうなりますと、あの広大な学校跡地をどのようにされるのか、どのような利用ができるのか、検討すべきではないかと思います。まだ学校自体が売却されるのかどうか決めておられないようですが、学生がいなくなれば、職員の方々は東京へ引き揚げられるとのことです。また、体育舘や校舎も老朽化しているので、いずれ売却されるものだと思います。敷地面積は約22万㎡、7万坪ほどあります。このようにまとまった土地は、市内ではなかなかありません。ここの利用方法をどのように考えておられるのか、民間企業の誘致なども考えておられるのかお伺いします。

また、ここは都市計画法で言う市街化調整区域となります。調整区域ですと、学校とか医療施設等利用範囲が限られてきます。もっと広く民間企業の誘致を考えると、線引きの見直しが必要になると思います。線引きの見直しとなりますと、この地域全体、三笠、北谷地区のまちづくりをどうするのか。以前から言われています北谷地区の無指定地域の市街化区域への編入など、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

最後、4 問目でございます。高雄公園の設計・計画と地元への説明会についてお尋ねいたします。

高雄公園もいよいよ来年度着工のようですが、どのような公園にされるのか市民には何も知らされず、黙ってできたものを使えばよいとでも言われかのようにございます。利用するのは市民、特に地元の皆さんです。地元の皆さんに、このような計画にしています、利用される皆

さんどうでしょうかぐらいの話はあってよいと思います。地元説明会は以前から言っておりますが、来年度の予算も組んでおられことでしょうか、いまだに何の話もございません。設計・計画はどうなっているのか、地元説明会はいつされるのか、お伺いいたします。

あとは、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市民政庁まつりについてのご質問でございますが、ご承知のように、市内20団体の関係団体で実行委員会を組織されまして、市民相互の交流の場を設けることによりまして、郷土意識を深めながら、明るく住みよいまちづくりの推進を図ることを目的に、市民によるまちづくりの一環としての市民政庁まつりが開催されておるのでございます。このことは、市民が主体のまちづくりの具現化であると認識いたしております。今後とも実行委員会において、市民が楽しめる祭りとなるように、その内容づくりや財源確保などに工夫を凝らしていただき引き続き開催されますよう、市といたしましても、厳しい財政状況下ではございますが、できる限りの財政的支援と人的支援を今後とも行っていくべきだと、かように考えております。

なお、実行委員会におかれましては、既に第25回市民政庁まつりは来年の10月13日に大宰府政庁跡で開催することが決定されておると聞き及んでおります。来年も多くの市民の皆様が参加され、楽しいひとときを過ごしていただける祭りになることを期待いたしておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 市民まつりのそのもの自体については、今市長がお答えいただきましたとおりで、市民主体で実行委員会主体で行われておりますので、その中でですね、市の行政としてですね、どのようにお考えであるのか。先ほどもちょっと言いましたけども、将来的に予算が0になるかもしれないから、それもちょっと予想しておいてくれというようなことで、市の方はですね、この市民まつりに対して、後ろ向きの姿勢、消極的な取り組みをされるつもりか、それとも積極的にね。やはりこれはもう、先ほど言いましたとおり、市民とのコミュニケーションの場ということで、積極的にかかわっていただいでですね、そしてその中でやっていただくということ、積極的にやっていただきたいと思います。それと、事務局として行政がかかわってあると思いますけども、やはりこういう実行委員会、二十数団体の連合体でございますので、その中で、やはり事務局の役割というのは非常に大きいと思うんですね。その中で予算もちょっと厳しい、昨年度が1,500万円ぐらいの予算で、今年が1,200万円ぐらいの予算ということで聞いておりますけども、そういう予算組みの中においても、また会場の設営等についてもですね、事務局としてやはりそれなりの資料をそろえて、それなりに、それなりの方向をですね、持っていかれるべきじゃないかと思っておりますけども、ここら辺について、事務局としてですね、市の方は今どのような仕事をなされているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 事務局のかかわりにつきましては、庶務を担当させていただいています。地域振興課の方において担当しております。

なお、祭りに関しましては、これは24回の回数を重ねておりますけれども、従来から職員もボランティアで参加するというのが、この間ずっと取り組まれておりまして、前日の会場設営あるいは当日の祭り運営には、市の職員ボランティアが約50名ほど毎年参加しておりますし、そういう人的支援を行うということで、キャンパスネットワーク会議の学生連絡会も組織されまして、ここ数年は50名から100名ぐらいの学生さんがですね、参加していただく、あるいはジュニアリーダーが毎年10名ほど参加していただく、そういうふうな職員のボランティアのかかわりもやっているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 事務局としてそういう人的な支援というのは、よく聞いておることですけれども、やはりこの予算編成についてですね、やはり施設費が大体900万円ぐらいかかるということで、今年は夜をやめましたので、大体500万円ぐらいで抑えてあるということですが、やはりここら辺の施設関係についてですね、やはり取り組みとかですね、やはりそういう予算組みの中での事務局としてのですね、やはり役割というのは非常に大きくなってくると思うんですね。やはり900万円もかかるのかなあというようなことですね、そこら辺、施設としてですね、あそこへ、現在行われているところで見ますと、電気関係の設備費が非常にかかると、それとステージ、大きなメインステージをつくる、これにも相当な費用をかけているということでございますので、ここら辺の費用の節約についてですね、事務局としてどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど議員の方からご質問の要旨の中で、担当者が補助金を将来0にするよというような発言があったということのご指摘がっておりますけれども、これは今の市の財政状況の中で、補助金だけに頼った祭りでは、今後なかなか継続的な開催は困難性があるということで、実行委員会の中でも、市民が楽しめる、そして24回という伝統あるこの祭りをですね、今後も続けていくということで、どうしたらいいかということ、ここ数年来実行委員会の中で議論をしていただいております。その中で、経費をどうするかというのも実行委員会の中で鋭意検証されながらですね、業者等の選考もされていると聞き及んでおりますので、行政がああしなさいこうしなさいという行政主導型ではなくて、先ほど市長が申しましたように、市内20団体、区長協議会あるいは商工会もちろん、市議会もこの構成員になって、実行委員のメンバーの方も、入っていただいておりますので、そういう中で自主的な、市民手づくりの祭りになっていくように、日夜ご努力していただいていると思っておりますので、市の方が内容に関与しながらですね、進めていくべきものではないという認識を持っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 事務局としての仕事をですね、やっていただきたいということで、この実行委員会は二十数団体の連合体でございますので、事務局的な仕事は、やはり市の行政の方でやっておられるんですね、やはりその中でそういう資料づくり、そういう、どういうふうにしたら、どのところら辺がどのくらい予算が削れるのかとか、そういう資料づくりをですね、やはり事務局としてやっていただきたいと思っておりますけども、こちら辺はお願いできますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 担当の方においては、そのように取り組んでいるつもりでありますけれども、今議員の方からそういうご指摘もいただきましたので、今後も最大限の努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） その点については、ひとつよろしく願いいたします。

それと、施設を仮設で全部やりますので、その都度お金が、やっぱり余計かかってきますので、あそこは特別史跡ということはよくわかっております。以前から駐車場の問題なんかについても、いろいろご答弁いただいて、なかなか特別史跡への車の乗り入れ、それから建設物の建設等については非常に難しいということはわかっておりますけども、やはりあそこの中へ電気の、外灯を若干設備していただいて、そしてそういう祭りのときには、その外灯から電気を引けるような設備をしていただくとか、もう一つ、これも非常に可能性は薄いと思っておりますけども、半恒久的なステージを何かあそこへ、政庁跡ということで、あれにマッチするようなデザインの、そういうステージを、恒久的なステージができないのか、そこら辺についてちょっとお答えいただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この間祭りを開催される中で、実行委員会の中でもそういうご意見があったように伺っております。ただ、ご指摘のように、国の特別史跡ということで、現状変更というのはかなり困難な問題があると思っております。ただ、そういう恒久的な施設ができれば、今後の経費についても節約されるということについては十分理解しておりますので、教育委員会等とも今後協議しながらですね、何らかのそういう恒久施設が設置できる調査、そういうものも行っていきたいと思っておりますし、文化財活用保存計画の中でも、いろんな史跡地等の活用について将来構想を描いてありますので、その中とも連携していただきながらですね、実現していただく方向も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 史跡地の問題につきまして、たびたび私質問しておりますので、大体答えもある程度出尽くしていると思っておりますけども、常々言っていますように、やはりあそこはですね、先人が残してくれた遺跡ではございます。だけど、生活しているのは現在の私たちでござ

ざいます。そこら辺を強く文化庁あたりに意見の申し入れをいただいでですね、やはりそういう施設がつくられるような方向でぜひ努力していただきたいと思ひます。これについて、市長の方からですね、そういう努力についてのお約束をいただければと思ひますが、いかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市民政庁まつりのあり方でございますが、先ほど申しましたように、市民の皆さんが参加をして盛り上げていただく、年に1回の市民の祭りでございます。やり方、方法等は先ほど申しましたように、実行委員会の皆さんで企画立案、そして会の運営等もやっておるわけでございまして、補助金につきましては、厳しい財政事情でありますけれども、できるだけ今後も続けていくと、そういうことでございますし、また祭りそのもののあり方も、博多どんたくを見ますように、市民の皆さんが自分たちで盛り上げて、あれだけの大きな祭りになっておるわけでございます。やり方、方法等につきましては、また市民の参加のあり方等につきましても、実行委員会の中で十分検討していただき、さらに盛り上げていただきたいと思っております。

それから、特別史跡の今後の活用でございますが、本市には、ご承知のように、全市一帯に特別史跡、大変な歴史遺産があるわけでございますが、これらにつきましても、用地買収等を行っておりますが、これをただ買収し、草っ原だけでは、私は本当の意味での史跡保存の、そしてまた活用の意味にはなっていないと思ひますが、おっしゃるように、あの特別史跡に舞台等をつくるということは、非常に困難だと思っております。ただ、周辺等を見合わせながら有効活用を図っていく、このことにつきましては国とも十分協議しながら、今後の活用の計画を図っていきたくと思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 史跡の有効活用についてはですね、これから太宰府市における重要な課題でございますので、ひとつ今後とも努力をお願いしたいと思ひます。

これで1問目は終わらせていただきます。

じゃ、2問目、お願いします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校教育予算について、市長からの回答となっておりますが、私の方からお答えさせていただきます。

義務教育に関する予算につきましては、子供たちの豊かな個性や社会性を養うための、また確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康や体力を育てるという重要な役割を担っていると思っております。各学校におきましては、厳しい財政状況の中、限られた予算を効果的かつ効率的に創意工夫しながら執行していただいているところでございます。

考え方等につきましては、教育部長に回答させます。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○**教育部長（松永栄人）** 学校教育予算につきまして、議員が申されますことは、十分に認識をいたしておりますが、年々厳しさを増します本市の財政状況の中で、施策別枠配分などの調整によりまして、学校予算も非常に厳しい状況にあります。

このような中で、児童・生徒が安全で安心して学校生活が送れるよう、まずは教育環境の設備充実等を向上させるため、小・中学校校舎の耐震診断や校舎の改修、施設整備に重点を置いた予算要求を行っておるところでございます。

教育委員会といたしましては、学校教育の充実を図るため、限られた予算を有効に活用し、学校教育予算の編成を行ってまいりたいと考えているところでございます。どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いします。

○**議長（村山弘行議員）** 5番中林宗樹議員。

○**5番（中林宗樹議員）** 施策別枠配分方式という予算組みをされているということですね、やはり学校教育予算の中で、いろいろやりくりはされていると思いますけども、市の全体の予算の中で見ましたときにですね、やはり学校教育予算については非常に窮屈になっていると。そういう中ですね、やはりほかの点を見ますと、ヘリコプターによる観光遊覧の施策費にです115万円ほど出るとか、それからこれ急いでしなければならないのかどうかという私は疑問を持っているんですけど、万葉歌碑の設置について200万円、300万円と出るというのはですね、こういうところに出すよりも、やはり学校へですね、今小学校、中学校合わせて11校ございますけども、その中へですね、各学校へ20万円ずつ消費費としてお返しいただければ、その分だけ学校の授業関係についても非常に楽になると、もうどうかしたら3月には消費費が底をつくような状態になっているところもあるというふうに聞いておりますけども、ここら辺の、学校配分の枠の、全体の枠の配分の仕方が少し偏ったところもあるんじゃないかと思っておりますけども、これはもう全体的な見直しということで、これは教育委員会だけじゃなくて、全体の市の予算の中で、今年度予算にしますと約180億円でございますけども、その180億円の中で、やはりその優先順位をどこへどう持ってきているのかというようなことも、若干疑問がございます。そういうところですね、やはりそういう中での学校教育に対する、今先ほども言いましたように、一律カットでどんどんどんどんカットしていくという状況じゃなくて、やはりもう大枠のところでは優先順位をつけていただくと、その優先順位の上の方へ学校教育予算を上げていただきたいと思っておりますけど、これについてご回答いただきたいと思っております。

○**議長（村山弘行議員）** 総務部政策統括担当部長。

○**総務部政策統括担当部長（石橋正直）** 平成18年度の経営方針というのをつくっておりますが、これはお渡ししていると思っております。経営会議を行いまして、この中で、コストを増加させ成果の向上を図るとか、総コストを維持しながら成果を図るとか、そういうことを、44の施策が総合計画の中にごございますので、それぞれその位置づけをして、コストを上げて成果を図るものについては枠配分を少し多く上げるとか、そういう形ですべてを精査しながら枠配分を行っておりますので、太宰府市全体として、やはり非常に経常収支比率も高くなっており厳しい状況

ですので、教育予算だけ別途多く枠を配分するというようなことは、現状ではできないというふうを考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 先ほども言いましたようにですね、別途特別予算、たくさんいただきたいという気持ちはたくさんありますけども、さっきも言いましたように、その施策によってですね、こういうバランスが、本当にそれで、ヘリコプターの観光遊覧に115万円の予算を組んでありますけども、これはたった50人の観光客のためにされるというようなことです。そこら辺ですね、ちょっともう少し全体的なバランスの中で、これはやはり優先的にされるべき事業であるかどうか、やはりそこら辺も勘案しながらですね、その予算の組み方も考えていただき、全体的な予算の組み方になりますけども、そこら辺についての考え方をもう一度お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今2つほどご指摘を受けたのがあります。ヘリコプターの話と万葉歌碑の話です。これは、歴史と文化の環境税という税を取っております、観光客に魅力があるまちづくりにしようと、そのためには回遊性がある、あるいは1人でも余計に来ていただけるようなまちづくりをしていこうという視点からこの事業は考えておまして、万葉歌碑も、至るところに昔の名のある、大伴旅人とか、そういう歌が残っておりますので、そこそこに歌碑を設置して、市内をぐるっと回っていただこうと、そういうふうなことで歌碑をつくっております。で、ヘリコプターについても、空中散歩をすれば商業的に成り立つのではないかということで、一、二年前に実験をいたしまして、かなりの好評でした。そういうことで、今度商業施設につながるかどうかということもやってみようというふうに考えておりましたけども、予算には計上しておりますが、その後いろんな検討をした結果、これはつながらないだろうということで、予算を未執行というふうにいたしております。

いずれにしても、この財源については、歴史と文化の環境税という目的を持った事業でございまして、一般的な経費、学校予算とか我々の人件費とかそういう一般財源、一般の税で使うようなものではありませんので、特別な事業という形で施行いたしたところでございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 歴史と文化の環境税についてはですね、また議論すべきことがたくさんありますけども、目的税的な財源になっているということでございますけども、歴史と文化の環境税が大体6,000万円ほど入ってくるということで、それに対する事業計画が、それをオーバーしたところで事業計画が出されているようでございますけども、やはりそこら辺もですね、もう少し、歴史と文化の環境税は歴史と文化の環境税としての範囲内でやっていただくというふうなことでお願いできませんでしょうか。

それと、やはり周辺の整備ということにつきましてもですね、やはり史跡地へ行きました折

に、やはり表示機なんかがですね、本当に、表示機というか、観光案内の、どこそこそこと書いたような表示がありますけども、あそこら辺が朽ち果てて傾いているようなところがたくさんあるのに、そこら辺を先にすべきじゃないかと思えますけども、歌碑だけ新しくつくってもですね、そういう入り口へ当たる標識等が朽ち果てているようでは、やはり観光地として恥ずかしいということで、これはいろんな会議で指摘されていると思えますけども、そこら辺の整備、再編計画ということでなされておりますけども、その再編計画の中にもですね、これを、まずやるべきはそこら辺からやるべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） ちょっと待ってください。学校教育の予算の問題を基本的にご質問していただくようお願いいたします。

（5番中林宗樹議員「はい」と呼ぶ）

5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 済みません、ちょっと範囲が広がって。予算関係でございましたので、ちょっと予算のところでおっしゃっておりますけども。そういうことで、学校予算につきましてはどうですか、ぜひもう少し大きく考えていただいて、増やしていただきたいと思えます。

それじゃ、これで2問目、終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 国士舘大学福祉専門学校についてのご質問がございましたが、ご承知のように、平成7年4月から市内の御笠五丁目地内に、介護福祉科の、福祉士の養成を目的に、2年制の専門学校として開設されております。現在は学校側等々諸般の事情によりまして、平成18年度の学生募集のみを停止されたと報告を受けております。

したがって、本市といたしましては、その跡地の利用等々の問題につきましては、ご質問の趣旨もごございますけれども、学校本校の事情等も十分お聞きした上での問題かと思えます。事の推移を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 7万坪からある敷地に、やはり何らかの形で新しい事業を起こされるような環境になりつつあると思えますので、市としてこの跡地、まだ学校あるんですけども、それについてやはりどうされるのかというようなことで、まず調査をしていただきたいと。それから、その跡地に対して、やはり市として今後どういうふうなまちづくりを計画されているのか、また周辺は非常に開発もされて、赤土丸見えの山になったりしておりますけども、そこら辺の開発に関する問題とかにつきまして、今の市街化調整区域ではちょっと手が出ないところもありますので、そこら辺についての今後、あそこに民間企業を誘致する場合にやはり今の市街化調整区域のままではいけないと思えますので、そこを市街化区域にした場合のまちづくりについてとか、やはり少しずつ検討されていくべきじゃないかなと、さあなったからそれからどうしようというときには、もうちょっと間に合わないのではないかなと思えますので、事前に検討されるべきじゃないかということでご質問させていただいておりますけど、そこら

辺についてお答えをお願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 国士館福祉専門学校につきましては、先ほど市長がご答弁申しあげましたとおり、平成18年度の学生募集を停止したということだけを決定されたということで報告を受けております。したがって、今後の運用等も含めた将来計画につきましては、現時点ではまだ白紙であり、申し上げることはないという逆におしかりを受けております。したがって、こうした時期にご質問の趣旨につきましては、いわゆる具体的なご答弁というのは差し控えをさせていただきたいということを思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） やはりこの7万坪からの敷地を何とか本市の活性化への事業に結びつけていただければということで、この問題を取り上げさせていただいております。そういうことで、今のところ大学の方もまだはっきりした態度が出ていないということでございますので、いろいろ難しいところもあるかと思っておりますけれども、周辺の開発の状況、それから北谷地区のまちづくりということから考えまして、やはりここをどういうふうにするのか、それから線引きの問題についてもやっぱりどのようにされるのか、それを検討されるぐらいは検討されてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、やはりここが将来空き地になってしまいますので、やはり今度空き地になったときに、そうした学校はどうされるのか、どうしてもraitたいのかというような、市の方で検討もなされるべきじゃないかなど。空き地になるのはもう確実にございますので、それに対する市が、やはりどのような計画を持ってどのようにしていくかということだけは、基本的に押さえておくべきじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申しあげましたとおり、国士館大学の用地というものには私どもはまだ現在お答えできませんで、いわゆるあの周辺、北谷地区、内山地区を含めた現時点での都市計画区域外の問題ですけれども、今後どうするかという方針につきましては、平成18年度、今年度からスタートいたしました総合計画の後期基本計画の中に、現在の都市計画区域外については、都市計画区域編入を含めて今後地域住民の意見を聞きながら検討をしていくというふうな方向性を示しておりますので、段階を踏みながらその方向に向かって努力はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） ぜひとも北谷地区の開発等について、それからあそこの国士館大学の敷地周辺の開発について、何らかの規制がかかるようにやはり法整備をしていただきたいと思います。

これで3問目を終わります。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 高雄公園のことについてご回答申し上げます。

高雄公園は、歴史スポーツ公園や梅林アスレチックスポーツ公園と同じ住区基幹公園の地区公園で、市内3カ所目の公園となります。

緑の基本計画では、高雄公園の整備目的につきましては、南、東小学校区民の皆様が利用できるレクリエーション活動を行う拠点として、また災害時の避難場所としての機能を備えた公園整備となっております。

今回整備いたします面積は約2haでございますが、できるだけ自然を残し、整備する主要な施設は多目的広場、それから散策路、駐車場とトイレと考えております。特に、この公園を主に利用されます近隣住民の方々が、健康づくりとレクリエーション活動を行う拠点として、どのような公園であればより身近に自分たちの公園として利用していただけるのかのご意見をお聞きする説明会を、年が明けましたら1月から開催する予定と考えております。

今後の予定は、市民の皆様の見解、要望をお聞きしながら、平成19年度になりましたら実施設計を行いまして、平成19年度の整備工事は造成工事を行い、本格的な整備工事は平成20年度を予定いたしておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） やっと地元説明会が1月に行われるということでございます。これはもうずっと以前からお願いしていたんですけども、もっと早くしていただければよかったんじゃないかなと思います。

その中で、十分地元の意見等もお聞きいただいて、市民が親しみやすい公園をつくっていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について、市長に回答を求めます。

1点目は、高齢者に配慮の隣組長制度について質問いたします。

太宰府市の高齢化は年々増加し、65歳以上の高齢化人口は、平成2年には6,440人、8.4%でした。平成18年度は1万2,661人、18.8%、平成20年度には65歳以上の高齢者は約1万5,000人近くになります。特に80歳以上の高齢者は約2,800人、人口の5%近くになる予定です。現在、高齢者だけの家庭や単身高齢者が行政区、自治会活動として、隣組長として輪番制で回ってきておりまして、地域によっては高齢者同士での引き継ぎがあり、どうしても断ることができず引き受けておりますが、毎月の広報は回覧板で回していますが、区費の徴収等何度も訪問したり大変苦勞されております。

また、先日のクリーンデー活動など高齢者が参加できなくて、特に隣組長さんが参加できなかった、その場合なかなか隣組、地域コミュニケーションがうまくいかない状況が発生をいた

しております。行政区によっては高齢者に配慮した隣組長運営がなされていると思いますが、地域によっては、特に白川、観世団地、それから石坂、湯ノ谷地域ですか、大変高齢化が進んでおりまして、その地域の方から電話をいただきました。本当に高齢者にとって隣組長というのは大変大きな悩みですし、太宰府市としては今高齢者から提起されている内容、この問題にどういうふうに対応するのか、太宰府市は行政区事務費補助金として予算が計上されて、区を通じて隣組長に配付されておりますが、その費用を別な形に使っていただいて、高齢者の隣組長運営をできるだけ排除するような行政運営を行っていただきたい。特に区長会もありますし、44区の行政区の中でも様々な形で解決策がとられておるようですが、今後高齢化に対する運営について行政と区長会、こういうところで検討もしていただくように望みますが、まずここについての回答を求めます。

2点目の質問は、倒産やリストラで失業、病気等で前年の所得と比較して収入が減額になり、生活困窮等の場合、保育料を申請により減額できないかを質問いたします。

景気がよくなったといいますが、現状は給与及びボーナスは成果主義等やカット、また長時間のサービス残業が続いております。その上不況で、倒産は福岡地区だけで9月末現在192社の倒産となっており、倒産金額は500億8,200万円、福岡県全体では380社、815億8,800万円と報告されております。本日の西日本新聞には、新たにまたこの数字が増額になっておりますが、本当に大変な状況です。一部の部分については大変な利益を上げておりますが、中小企業はこういう状況で大変苦しんでおります。この倒産結果により、リストラで社会保険の資格喪失者が、県が発表した内容を見ますと、失業保険の給付申請者は福岡県で平成18年度の9月末総数で25万2,481人になっております。そのうち失業者で就職できた方は5万3,894名です。それ以外の方で失業保険の受給申請者総数ですが、19万8,587名となっており、大変雇用失業情勢、不況の状況が報告されております。こういう状況の中で、太宰府市内の保育所に児童を入所させている。その場合、昨年はどうにか会社勤めもし給与も安定していたが失業をしたと。家庭の事情で、こういうリストラで大幅に給与がダウンしたが、当然前年所得によって保育料が決まりますので、3歳未満児、4歳児の保育料が月額11万60円、この負担は大変困難である。ただし、子供を入所させていただいている以上は滞納はしたくはない。また、それかといって保育料の安い無認可の保育所に一時的にと考えてもいるが、子供のそういう環境を変えるということは子供にも大変負担になると、大変切実な内容が寄せられました。失業していれば家庭で保育ができるじゃないかという指導も受けたと、こういう内容もありました。ところが、やはり就職探しをしなければならぬ、こういう不安もある。本当にこういう不況の中で、失業や病気等の場合、今の太宰府市の中では救済処置というものが火災や風水害しかないので、ぜひこういう状況の中で減免制度をぜひ検討する必要があるんじゃないか。

こういう状況の中で、法律に基づく保育行政を児童福祉法で調べてみました。第24条、第39条で保育所の入所権限は市長の権限で入所になっております。児童福祉法の第56条第2項の条文では、「本人及びその扶養義務者からその負担能力に応じ費用の全部または一部を徴収す

ることができる」と明記されております。これは、保育所利用者に負担能力がないときは国や自治体がかかわって負担を軽くするために減免処置ができるとして、少子化対策として自治体で減免基準も条例としてつくることのできる。自治体もそういう状況で全国で減免基準条例をつくっております。ぜひこの太宰府市にもそういう様々な状況の中で児童福祉法第56条第3項で減免条例ができないか、保育料として徴収しておりますが、そういう実情を考えていただきたいし、ぜひ減免条例、要綱等実施をしていただきたいと求めますが、これに対する回答を求めます。

3点目の質問項目は、地方税法が大変改悪されました。その結果、この太宰府市民に大変な増税が押しつけられてきました。その増税分をぜひ還元をすべきだと要求をいたします。

小泉構造改革が行った国の税制改革によって大変な増額です。その内容は、定率減税が半減、来年は全額廃止ですが、その内容は、定率減税の半減廃止による市民影響は太宰府市民の納税者2万6,884人に及びました。その総額は、市税としての金額は1億4,576万1,000円です。大変な住民負担が構造改革によって、税制の改悪により市民に負担が押しつけられました。また、公的年金を受けている方の公的年金等控除が減額されました。これが5,356人に影響を与え、年金暮らしのわずかな方でも何と4,820万円が新たに増税になりました。また、老年者控除が廃止された方が2,590人です。これも4,921万円の増額、また非課税措置、全く課税がかからなかった人たちが975人、新たに課税対象になりました。これが332万3,000円の増額です。こういう地方税法の改悪がされて、今後この金額、約2億5,000万円近く増額が毎年市民に負担になっていく。その結果、国は地方自治体が豊かになったとして、地方交付税の削減を行ってくる。国は大変この増税によって国債発行を大幅に減らす。こういう形で報道されていますが、そのとおりこの結果が市民に大変な増税となりました。この負担増は、全く収入が変わらないのに負担が市民に押しつけられたという事実であります。こういう地方税法の改悪、その上市民税が増えただけではなく、国民健康保険税にもはね返ってきました。本当に国民健康保険税が高くなる。それだけではなく、わずかな年金に課税をされた上に介護保険にも負担がかかってくる。こういう状況です。

こういう状況の中で、3月議会、私ども日本共産党太宰府市議員団としては唯一反対討論をさせていただきました。小泉内閣から続く今の内閣、三位一体改革を国民に押しつけてきております。障害者自立支援法によって障害者が施設から退所をする。そこで働く人たちが成り立たなくてやめていく。本当にもう今の制度はむちゃくちゃです。特にその上、70歳以上のお年寄りがもし入院した場合、ホテルコストとして食費代780円が1,380円に変わりました。しかも光熱水費、皆さんも病院に行かれるとわかると思うんですが、テレビの券は購入をしとるわけですが、4人部屋、6人部屋でも何と電気代、水道代、これを月当たり320円法律で負担をさせるようになりました。その結果、2万4,000円だった食費、光熱費が5万円を超える結果になりました。また、医療費を含めた支出総額は、現在最高額6万4,000円から9万4,000円になりました。所得の変動がありますが、医療費を、負担が2割、3割とお年寄りの健康保険証にも、

あなたは2割負担です、3割負担ですと、こういう健康保険証が発行されるようになりました。本当に国の悪政によって市民の日常生活は大変な状況です。

一方、これだけ市民から税金をいただくわけですが、太宰府市の行政の中で、県下の自治体が太宰府市に学びたいというものがあるかということで、私も考えてみました。何か太宰府市がよその自治体に自慢できるものがあるのかどうか。あつたら報告いただきたいと思うんです。

様々な形で私も長い議会活動をしておりますが、行革、行革、こういう形で民間委託、以前からごみ、し尿も委託です。あるゆる施設を指定管理者や委託をしておりまして、行政改革、一番悪い面は全国にも誇れるんじゃないかというふうに思います。しかも、上下水道料金は再三言いますが、本当に高い水道、下水道料金。何回も質問しておりますが、福岡の2カ月分が1カ月分に該当する状況です。しかも、議会で論議になりましたが、お金がないという形で公共施設の減免の廃止を行いました。こういう状況ですが、お金がないとっていつも言っておりますが、予算、補正予算の審議や年間の予算を見ますと、太宰府市の予算は190億円です。こういう190億円というのは、市民の税金や国の補助金、また負担金を含めていただいているわけで、お金がないとって赤字、今にも倒産をすると、こういう状況ではありません。市民としては、やはりどんな厳しい中でも税金を納めているわけですから、やはりその税金をどのように行政としてむだを省き、どう市民に返すかが行政の仕事だというふうに思うわけでありまして。これだけ市民に負担をさせる、一層重税を押しつけてくるわけですが、今後この不況時、どのように市民税増税分を暮らしや市内の中小業者の活性化事業や福祉、教育の充実にどう使うかを、平成19年度予算編成に当たって市の具体的な回答を求めます。再質問は自席で行います。

○議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま武藤議員からご質問ございましたが、まず第1点目の隣組長制度につきましてご回答申し上げます。

高齢であるがゆえに隣組長の職務を全うすることができない場合も考えられますが、しかし隣組長はその職務の多くが地域の自治会活動でございますので、基本的には地域コミュニティ活動の中で制度については取り決めをされるべき問題ではないかと考えております。

現況等につきましては、詳細担当部長からご回答を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 本市では行政区の設置に関する規程に基づきまして、市における能率的

な行政の確保を図るため行政区を設けております。その行政区には、区長が必要に応じて隣組長を置いているところがございます、隣組長の選任については、その業務そのものが自治会活動に伴うものが多いために地域の取り決めにお任せしているのが実情でございます。

近年の高齢化社会の到来に伴いまして、高齢者に配慮するため補助金を別な形で活用をということでございますけども、市といたしましても、現在隣組長手当と混同されやすかった隣組事務費補助金の名称を平成18年度から、今年度から改めまして、行政区事務費補助金として支出をいたしておるところでございます。この補助金のあり方について何かご提案があればそれをお聞きしまして、それとあわせて今後どのような方策があるのか、あるいはとれるのか検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ちょっと前段が長過ぎましてから、大変申しわけない。

平成17年3月の太宰府市地域福祉計画というのがありまして、ちょっと見ておりましたら、計画と目標がありまして、大変高齢化の問題で1点、2点、3点、4点、民生委員の役割というのまで含めて具体的に高齢化をどうしていくか、そういう自治会活動の内容についてもあなた方が提起されたものがあります。そういう状況の中で、やはり委託をするという方法は考えられないかということです。

まず、自治会によって、もう大変高齢化している方がたくさんある地域について、区長さんが広報の配布、回覧板の配付を、そういう事務費を出している部分を委託すると、身分証明書を持たせて、しかも隣組費については44区の中では大変金額にも差があると思うんですが、やはり委託をして集めていただくと。本当に切実な問題だと思いますよ。階段を上って、85歳ぐらいの方がチャイムを押していてもなかなか出てきてもらえない。2回も3回も行かなきゃいけないと。なかなか歩くのも困難な中で階段を上る、こういう状況だとか、本当に輪番制で回ってくる内容がありますが、まず委託、区費の徴収委託だとか、回覧板の委託、こういうものがもう行政区でやられているところもありますし、それからやはり区長会にこういう高齢化の特に激しい地域、この問題についてはどうすべきかと。民生委員の活動内容、自治会長、区長としての活動内容、それからやはり地域福祉の見直しと地域全体の理解を組織するというグループ活動の育成とか、こういう内容もあなた方が提起した内容がここに報告されてきているんですね。だから、まずやはり高齢化の行政区に当たっては、それだけの今の補助金を別な活用で使ってもらおうという方法は、まず区長会の方に提案をしていただくことはできないかどうか。

今、部長から補助金のと何か提案がありましたらということですが、5,000円近くの事務補助なんかはもう要らないと。そして、やっぱりコミュニケーション、何回も集金に行ったり、回覧板が回ってこないと言うんですよ、また。20世帯ぐらい回してももう途中でとまっていると。もうとまっているところを尋ねて回るというのはもう大変。もう本当に切実な問題だというのがありまして、やはり担当しているところの皆さんもわかると思うんですが、いずれ

皆さんも高齢化して隣組長するときに、そういう状況にもなると思いますし、私も隣組長をしてみても本当にその内容がよくわかりました。私自身も隣組のこの前のクリーンデーですが、もう次は出てこれませんと。もう罰金1,000円でもいいから出させてくださいと。もう来て何もできませんと言うから、いやもう立っているだけで構いませんよと。本当そう言わざるを得ない状況なんです。一緒にもうじいっとおってください、私でも管理してくださいと。本当そうお年寄りの人に言わないと、85歳ですから。こんな状況をやっぱり行政側としてお金を出している以上は、ある一定のやっぱり指導をいただくということは内部検討していただけないか、区長会にも提起してくれないかということです。その辺どうですか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご提案がありましたので、お答えをします。

広報の配布につきましては、現在区長、隣組長から皆さんに配布をいただいております。他の市の方法では、新聞の折り込み、各紙がありますが、1紙ぐらいとってありましようから、太宰府市であります新聞紙に折り込みとして広報を一緒に流してもらおう。あるいは今専門の配布業者がいますので、そちらで配布をしていただくというようなことがあります。太宰府市もそういう方法はできないかというようなことを検討したこともございます。で、今隣組のこの補助金が1,100万円ほどです。それを毎月、2回が1回になりましたから、多少料金が安くなったと思いますが、四、五千万円ぐらいかかるというようなことの見積もりを取っております。

もう一つは、地域コミュニティの一番先端ということでございます。すべて市が税金で何もかもするということになると、地域でのコミュニケーションのあり方についてはどうなるんだろうかなというふうなこともあります。

私が今住んでいる住居区も太宰府で3番目に高い、33%が65歳以上の方です。議員がさっき言われたこの中に入っております。私がいつも言うように、若手と、60歳前が若手と言われるぐらいの住居区でございますけども、やはりそれでも隣近所のコミュニケーション、どうしてますかとか、あいさつとか、あるいはいろんなお世話をするというようなことはやはり必要ではないかなというふうに考えます。あとはその隣組の中で、例えば集金が大変ならば集金はみんなで持ち込むようにしましょうとか、あるいは私の区ではひとり暮らしの方がいらっしゃるんですけども、80歳ぐらいになりますので、そちらはもう区費だけ納めてもらって、あとは隣組ははずそうというような取り決めをいたしております。そういうことで、やはりその地域地域のコミュニティに応じた取り決めをしていただいて、隣組長が負担にならないように、あるいはどうしてもできない場合はそこをみんなでカバーすると、そういうのがコミュニティの一つじゃないかというふうに思います。そういうことから、区の方で実情に応じてお任せをしたいというふうなことで、さっきから言っているわけです。

私の区長さんとちょっとお話し機会があったんですけども、やはり高齢者だけじゃなくて子育てで非常に忙しい中で、子供さんを二人抱えて隣組長をせざるを得なかったと、そういうと

きにお年寄りから、あんたもその順番の一人やろうがということで言われて泣き泣きしたというようなお話を聞いたことがあります。その方が今になってから、隣組は年とったからできないよと言われるのもちょっと腑に落ちないというような、そういう部分もあるんだよというような声も聞いたことはありますけども、そこはやはり助け合いだろうというふうに思います。

そういうことで、今後も地域の中でそういうお互いの状態を認め合いながら、コミュニケーションを図ってほしいなというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これに時間をとるつもりはありませんが、私も隣組長をしておりまして、一つのクリーンデーですが、学生やアパートは一人も出てこない。マンションもありますが、マンションの隣組長もおって、その地域の清掃作業をしたりしても、そのマンションからは一人も出てこない。もう本当、様々です。だから、行政区によってはもうお年寄りは隣組長さんを外そうとかありますが、やはり議会と同じように区長会も年間開かれているようですが、それなりに高齢化の問題と高齢者の隣組長の問題をどうするのか、引き受けてくれるかどうか、そういうものも含めて一度提案をしてほしいなと。区長さんとしては本当に通古賀みたいに3,000世帯もあるところと、100か200ぐらいでスムーズにいつているところもあり、いろいろな行政区がありますけど、やっぱり提起をしながら解決していかないと、本当に切実な問題が今来ていますので、ぜひ内容を検討していただきたいなというふうに思います。

だから、その事務補助として出しているお金は絶対に隣組長さんに渡さなければならないのかどうかを、まずここを考え直していただきたいと。行政区で委託した人に使ってもいいのかどうか。だから、今隣組の補助金の使い道をまず見直すことが基本じゃないですか。それによって活用がいろんな方法としてできると思うんです。隣組事務補助として出していれば、隣組に出さなきゃいけない。だから隣組長さんから印鑑をもらって、そして市に報告させるとでしょう。だから、この使い道を変えるように内部規程を変えないことには別な角度として利用できないという問題がありますから、この辺はもう少し検討できるかどうか、簡単に報告いただけませんか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） それも含めて考えてまいります。

（19番武藤哲志議員「1点目終わります」と呼ぶ）

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 2点目の保育料の問題でございますが、リストラ、病気等によりまして失業した場合、前年度の所得税、市民税で決まります保育料を、申請によって減額できないかというご質問でございますけれども、詳細等保育料の内容等につきましても担当の部長から回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育所保育料につきましては、国の基準に基づき

まして、保護者の前年の所得の課税状況に応じて決定いたしております。

お尋ねのような場合、一たん退所していただくことがないよう徴収猶予という形で負担できる範囲での分納計画を提出していただいて、それに基づく納付をお願いいたしております。また、分納計画を行っても、まだ納付をすることが困難であると認められる方につきましては、太宰府市税条例の減免取扱規程により当該年度の推定所得の再認定で市民税が減免された場合は、保育料の減免申請により保育料納付階層の再認定をすることになると思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 児童福祉法の部分について、今第56条の第2項で決まっている部分ですが、今部長は国の基準で保育料が決まって、階層第1から第7までありまして、市民税が課税される16万円以上48万円未満の人で、お二人のお子さんを入所させるとそういう状況になると。本当切実ですよ。子供を認可保育所から個人の保育所に入れたら子供さんが病気になってしまったという部分もあるようです。ところが、国の基準で保育料が決められて、それを払えないから分納という形で、議会でも決算特別委員会でどのくらいの滞納があるかという論議もしているんですが、分納という状況、それから3つ目にその徴収猶予と分納計画を出して、それからまた条例上で再認定された場合は保育料が安く、減免できるということですが、こういう事例は太宰府で私聞いたことがないんですけど、何件かありますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） この四、五年の事例ではございません。そのずっと前というのもほとんどないかと思えます。今現在、災害あるいは特別のやむを得ない事由によりということで、保育料のところも減免規程を設けておりますけれども、全く別の事例で1件ございますが、こういう所得ということではない分で1件、過去にあったということは聞いておりますが、今議員さんがお尋ねのような分につきましては担当部署の方までには上がってきていないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 税務課長おりませんか。

担当課に聞きますが、今保育料について、保育の入所や保育料の徴収関係については健康福祉部の部分になりますが、今出された部分について、分納計画や納税計画、これは総務部長がおりますが、こういう今の部長からのね、どうしても分納計画が出ましたよと、こういう状況で分納計画が出たけど払えない、再認定という形で申請を受け付けて市長の決裁をもらった場合、こういう事例が今後そういう制度、あくまでも申請主義ですから、こういうものがやはり市民に一度も知らされていない。だから、そういう先ほども言ったような内容が出てきて、こういう制度がありますよと、もう失業しましたと、今アルバイトで月にもう10万円そこそこ、夫婦合わせて十二、三万円ですと、去年から見たら、去年は700万円の所得額、今年は200万円になりました。ただし、子供を預けないと仕事には行けない、こういう実態が報告されて、早

う言えばこの条例上、再認定という問題を、こういう制度があるということですが、担当課ではそういう制度的なものを理解し、受け付ける考え方があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 内容によってはですね、税務課については賦課業務でございまして、あと税務課に関するですね、減免規定の中では減免をしている状況というのはございます。

収納に関してはですね、納税課の方でその辺の分割等の状況を説明しながら、また聞きながらですね、状況に応じてそういう対応は納税課の方でしていますので、税務課につきましては回答をそういう形でお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 納税課長を呼んでください。

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前2時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前2時43分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 先ほどの武藤議員の質問に、正しく理解していませんでしたことを一言おわび申し上げます。

市民税に関する分で、減免規定の中でですね、基本的に市民税は前年度の所得で税額が決まりますけど、減免規定の中で収入に関するですね、前年所得分でも極端に減少した場合については、市民税の減免といいますかね、そういう手続きができます。そういう形になった場合には、先ほど武藤議員が言われました保育料の減免とかという形にも適用になっていきますので、そういう状況が発生した場合につきましてはですね、この条例の減免規定に基づきまして市民税の減免の措置をとっていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今のは地方税法上の部分でね、だから私が言っているのは、失業した、こういう形で病気をしている、高額療養もかかっているというのは、もう事実として書類が出てくる。失業保険をもらっている失業保険の、早う言や給付証明金額とかがあるんですが、こういう状況で昨年は夫婦で700万円の所得があったと、ところがこういう状況で今は失業して収入がないから、ぜひ減免してくれとかという制度的なものはやはり窓口で指導してくれると、そうすると保育料も安くなりますよというのは、やはり窓口が具体的に、ああ市役所に来て税務課に相談に行ったら具体的なことも教えてくれたと、こういう制度があるんだなというのはね、やっぱりこの論議をしていかないとわからないんですよ。だから、私も税務署

にも行きました。いろんなところにも聞きました。税務署は予定納税が50万円以上については前もって予定納税来るんだけど、今年はもうどうしてもない、売り上げが少なくて飲酒運転でもう減って払えんと。もうわかりました、それはもう猶予しましょうとか。

ただし、これは税務署は単年度の問題ですけど、地方税の問題では、直接少子化の子供さんの問題とか保育所の問題にかかわる問題がありますからね。だから、それは税法上の関係で、税金が安くなればこの子育ての関係、保育所の担当部の方としては、税金が安くなれば保育料は見直さなきゃいかんという問題がある。

もう一つは、そういう状況の中で行政側もある一定、さっきも言うように児童福祉法の中で生活困窮だとか、災害とかそういう部分ありますよ。ただし、保育料が激変緩和したときには特別措置として、子供たちを犠牲にしないような条例、減免、市長の権限というふうになっていますが、特別の事情となっているけど、著しく所得が減った場合については、保育料の見直しができるような部分は検討できないかというのは考えておったところなんですよ、それはもう市長の権限ですから。だから、市長は担当部の方に回答させるということですが、二通りあるんですよ、税金が特別に、これが全くいまだかつて例がない。だから、その例がないことをやはりあなたたちがつくっていただくことと、そういうある一定の激減というか所得が著しく減った場合については対応できるというような方法を、内部的なこの市長の権限になるんだけど、それができないか、全国では幾つもそういうものをつくっているところがありますよということで質問したところですが、この件については検討する価値があると思うんですが、しますとかじゃなくて、検討いただけるというような回答は市長あたりからいただきたいと思うんですが、どうでしょうか、だれでも構いませんが。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま保育所の減免申請の問題でございまして、ただいま申しましたように、前年度所得による申請、それから各階層が決まっておるわけでございますので、ただいま申されましたように、その世帯の負担能力が著しい変動が生じたという事態のときに、ただいま申した税法上の措置と同時に、一般的な基準としてはやむを得ない理由等によって基準の変更ができるということが規定としてございますので、税の基準によるのか、それ以外の申請に基づく判断材料としての市長の裁定でできるのか、その点につきまして他市町村でもそういうことを示したところもあるようでございますので、十分調査検討いたしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） よろしく検討いただいて、やはり市民が安心して子育てができるような状況をお願いをいたしております。

あと15分になりましたが、3点目の部分について回答を求めます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 地方税法等の改悪によります市民税の増税等に対するご質問でございます

が、ご承知のように日本経済は長期停滞トンネルから抜け出しまして、企業部門あるいは家計部門等も改善が続いておるようでございます。

平成19年におきましては、自律的・持続的な経済成長が実現するとの見込みがあるようでございますが、このような中にありまして、国におきましては「歳出・歳入一体改革」による財政健全化の努力を中・長期的に強化していくということが基本とされまして、地方財政においても今後も国の取り組みと歩調を合わせて地方歳出の見直し、地方交付税制度の改革など進められることになっておりますが、このことにつきましては地方六団体が去る11月27日でございますが、来年度の予算編成に向けまして国に強く要請活動を行ったところでございます。地方分権改革推進法の今国会での成立あるいは地方交付税の総額の確保、国から地方への権限移譲・二重行政の解消、そして税源移譲によります地方の自立、大きな項目に対しまして六団体が直接所管庁に要請活動、中央議員に要請活動を行っておるところでございます。

したがいまして、その事情は見守っていきたいと思いますが、本市における税制改正による税収増の効果あるいは地方交付税減額の影響を受けまして、来年度の予想として大きな歳入の増加には至らないというような状況でございます。その間の事情、推移を見守りたいと思えますけれども、詳しい内部事情につきまして、部長から回答をいたさせます。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成19年度予算編成につきましては、再三にわたりまして経営会議の中で現在議論をいたしておりますが、やはり地方分権の推進や三位一体改革によります地方交付税の削減など、今後財源不足の拡大も予測されます。

事務事業の見直しや統廃合、行財政改革等により、さらなる歳入増への取り組みと歳出削減によりまして、収支均衡を前提とした健全な行財政運営を図りながら、施策の選択と集中を図る必要があると考えております。

主要な施策の取り組みにつきましては、統一地方選挙を控えた時期でありますので、平成19年度当初予算を骨格予算として編成することといたしております。このため、政策的経費につきましては、新体制のもと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これだけ地方税法の、国は改正と言いますが、私は改悪と思うんですけどね。これだけ税金が高くなった、そしていろんな控除がなくなって、今後ずっとこういう状況になって、市民は税金を納めるというやはり義務がありますから、その状況の中で、行政がどのように努力をして市民からいただいた税金をどのように返すのかが私は仕事だと思うんですよ。

だから、そういう状況の中で、今担当部長がこの事務事業の見直しと言いましたけど、太宰府市の場合、私も見ておってもいろんな形で民間委託をしたり、様々な形でやっていますが、まず太宰府市として、これだけ市民から税金をもらう中で、もう少し内部事業としては見直しが必要じゃないかなと思うんですよ。

1つは、自分の家はきれいに片づけますよ、掃除もしますよ。だから、この清掃業務あたりもね、ある一定、最低1人か2人をお願いして、この通路だとか、人が入ってくる1階のエントランスあたりとかはやるものの、あとは自分の机の周りのごみを片づけるとか、そういう見直しをするとか、それから太宰府市では債務負担行為、もう3年間もはっきり言って一つの業者に委託をするんじゃないかと、単年度、単年度で入札をしていくということによって経費の削減も大幅にできるんじゃないかなと、入札制度の見直しですね、こういう状況。それと同時に、これだけの増税が市民に負担になるわけですから、やはり介護保険料、お年寄りの年金、課税対象者が、課税にならない人が課税になったりするわけですが、国保税や介護料金の引き下げをするとか、やはり太宰府市は以前日本で何番目かに入る図書館運営をしていました。ところが、筑紫野市に負け、今全国でも図書館活動としてはすばらしい活動をしていると思うんですが、図書館で図書を購入して、唯一これはお金のかからない社会教育活動ですよ。先ほどもお金がないからと言っておりましたが、太宰府市は金がないんじゃないかと、やはりお金はもっているわけですから、図書の充実、貸し出し、図書館予算を増やすとか、それから福岡市の市長さんが変わりましたが、市長さんが留守家庭子ども会の費用だとか、小学校入るまで医療費を無料にするという公約に掲げて新しい市長さんになられましたが、そういうやはりいただいた税金をどのように市民に割り振りするか、これが来年度予算のやっぱり重点になると思うんですね。

だから、まず内部のやっぱり清掃業務だとか、いろんな委託を見直す、債務負担行為を単年度契約に変えて入札にしていく、それからやはり今ある制度をどれだけ市民に返すかという内容。先ほど何か自慢できるものはないかと言ったら、自慢できるのは天満宮周辺の渋滞とか子供が少し増えているという部分もありましたが、子供の増えることは喜ばしいんですが、全国に誇れる渋滞は余り好ましくないと思っておりますが、やはり市民からいただくその税金をどう充実に返すかの内部検討をちょっといただいてですね、来年度は骨格予算かもしれませんが、骨格予算の後の市民に誇れる財政経営を示していただくという形ですね、ここにおられる方というのは将来予算編成していく、予算要求していく方々ですが、その辺も受けとめていただくことはどうでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 来年度の予算のお話でございますけども、やはりお金が今2億5,000万円ほど増えるというような根拠のもとにお話しいただいて、それを重点的に使ってほしいということのようです。

実はですね、今日の新聞に交付税の増減を焦点にするというようなお話が載ってまして、国が非常に財政危機、地方よりも財政危機だから、3兆円ほどの地方への負担をやめようというのがこの行政改革の始まりでございまして、そのためには減税もやめると、恒久減税もやめると、そして世代間の負担も若い者が少なくなってきましたので、お年寄りからも一部負担をいただくというのが今の財政のフレームでございまして。

平成19年度もそのために地方税が約6億円ほど今年から見て増えてまいります。しかし、その分は国の借金に返そうということで、地方交付税がその分から差し引かれます。減税を国がしていましたので、当然減税をしなければ市に入ってくるお金がございましたので、その分は今まで減税補てん分という形で地方交付税に算入されておりましたけども、来年度はそれが落とされます。それでも足りない分については臨財債と言いまして臨時特例債、ご存じだと思いますけども、そういうことで調整をしまして、結局増えた分については地方は幾らも増えないという形でございます。

そういうことですので、いろんな政策をしていくためには、先ほど言われましたように内部経費を落とすということです。自分の家であれば自分で掃除するよというようにおっしゃっていました。太宰府市も一昨年から事務所内の清掃は自分たちで、私もやっています、廊下と会議室だけをお願いするという形にいたしております、やはり内部経費を落として市民が喜ばれるような経費にそれを充当するというのを基本に平成19年度も予算化したいということで今各部に配分をして、その努力をなささいという形で今一生懸命予算づくりをしているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今回の総務文教委員会で審議をしております、あなたもおられました、やはりこの債務負担行為だとか入札によってやはりこの予算が大幅に減額になっている。だから、特に債務負担行為についてですね、3年も業者にやる方がいいのか、単年度でやる方がいいのか、それからどうやはり債務負担行為なんかを見直すとか、それから今の部分についてどこの内部経費をどうするのか。あなた方が一生懸命仕事をしているのは認めますよ。今の定数の問題でも23名もね、欠員のままに頑張っておられることもよくわかっておりますしね、大変内部努力もしていると思うんですが、やはり基本は市民税が増えた、国がはっきり言ってこれだけ住民に負担させた、だから交付税を削りますよと。入ってくるものはあなた方から言わせれば前年と変わらずに、逆に減らされているということだろうけど、市民は納めると、税金が増えた、税金が高いというのはもう感情的に見て許せるものじゃないんですよ。税金が安くなったというのはみんな喜びますけどね、何のわずかな170万円の年金しかもらっていないのに、何で税金がかかるのかと、今までかからなかったじゃないかと、これはもう切実な問題ですよ。だから、あなた方からいただいた税金をこのように変えていますからというやはり説明ができるように、今度の増税の問題でも税務課あたりにたくさんの電話がかかってきて、日本全国そうですけどね、何で税金がかかったのかと。一々ね、私が悪いんじゃない、国に言うてくださいと、国の制度が変わったんですからと弁明せざるを得ないでしょう、議会在議決めたわけじゃないんですからね。

だから、そういう状況ですが、来年の予算編成も近々決まると思うんですが、ぜひこの市民の負担増に対してどう充実した内容で行政運営を行うかをぜひ要求しておきたいと思います。

時間が来ましたので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

○8番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

本年3月制定された法律によって、これまで都道府県で採用していた教職員を今後は各自治体でも採用することができるようになりました。つまり、学校現場で多くの教職員を持つ自治体と最低限の教職員しかいない自治体が出てくることになります。

現在、福岡県内において正式に教職員を採用している自治体はまだありませんが、非常勤として採用している自治体が出てきています。近隣で言えば、お隣の筑紫野市では7名、志免町においては22名もの非常勤講師を採用しています。筑紫野市では少人数学級を実施していますし、志免町では障害児1人に講師1人を個別加配にしたり、今問題になっているいじめを解決するためにも、子供たちの人間関係が十分に構築されるように原学級や教科ごとなどの少人数指導を実施したり、学校現場の裁量で職員の配置を決め、成果を上げているとのことでした。

また、大野城市も来年度から非常勤の採用を検討しており、自治体間で子供たちの教育環境に格差が出てきつつあります。

いじめの解決については、学校だけの問題ではなく、指摘されているように家庭や地域の子供たちへの目配り、気配りを含む教育力の低下もその一因と言えらると思います。しかし、家庭や子供を取り巻く地域の教育力の強化を待つ間にも子供たちは日々成長しており、早急に自治体としての対応が迫られることになると思います。

太宰府を見ても、市単独での非常勤講師の採用はもちろんありませんが、同時に重要で急がなければならないのは、子供たちの命を守るための校舎の耐震工事です。これはいまだに診断すら終了していないところもあります。そして、法律で規定された築20年を越す校舎の大規模改修については、毎年年度計画が上がっているにもかかわらず、平成14年を最後に全く行われていません。どんな理由があっても子供たちの命を守ることが何よりも優先されるべきではないでしょうか。

また、現在市内小・中学校の図書館のほとんどが実質昼休み30分程度しかあいていません。これは市の方針によって図書司書の方が事務職を兼任されているため、事務業務に忙殺され、図書館を開くことができないからです。全く本末転倒であり、ゲームなどの影響で子供たちの活字離れが指摘され、学校側は地域の協力を得て読み聞かせをしたり、読書の時間を設けたりして努力をされている中、子供たちが自主的に本に接する時間がわずか30分程度しかないというのは教育に求められる流れに逆行しているのではないのでしょうか。事務職兼任の司書の方は、昼食の時間を削って図書館をあけるなど努力をされていますが、今後学校給食などの事務が増えるため不安を訴えておられましたし、ある教頭先生は子供の図書館利用数が激減したと嘆いておられました。

以前、司書の方が常駐したころは、教科の先生と連携し、教師の立ち会いではなく、子供たちが自分たちの意思で自由に図書館を活用したり、図書館を利用する子供一人一人の状況を観察しながらその子に合った本を勧めたり、図書館利用の多い子供を卒業時に表彰するなど図書館が楽しいものだと実感させ、子供自身が主体的に本に親しむために様々な工夫をされていたそうです。しかし、今は図書の管理なども含め、司書としての本来の役割がほとんどできない状況だということです。

今申し上げた事例だけではなく、新しく赴任してこられた学校関係者の多くは、太宰府市の教育環境の不備に驚かれるそうです。これらのほとんどは義務教育に関する予算が少ないことが原因です。私は、決算特別委員会でも申し上げましたが、太宰府市の教育予算が全体に占める割合は他市と同程度です。しかし、この中には義務教育には関係ない史跡地購入事業費の6億円から7億円が入っています。言い換えれば、義務教育の予算がほかの市よりも数億円も少ないということになります。これは太宰府市の義務教育に対する姿勢が問われても仕方がない数字ではないでしょうか。ほかの自治体と同程度の教育環境を確保するためには、まずは予算が必要ですので、この点について市長はどのように考えておられるのか伺いたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長への質問ですが、教育に関する内容ですので、私から答えさせていただきます。

教育環境の確保、充実につきましては、私も大切な事項であるにとらえておりますので、同様の趣旨の予算要望を国や県に対し強く行っているところでございますし、今後とも進めていくよう考えております。

本市におきましても厳しい財政事情ですが、市の指導主事の配置とか特別支援教育にかかわる介助員の配置、教育内容の充実を図る市研究協力指定校制度など、様々な面から教育の充実に向けて市独自で取り組んでおるところでございます。

また、ご質問の中で触れられました文化財にかかわる予算の件ですが、本市の豊かな文化財も子供たちへの教育を考えたとき、その効果は大であるにとらえており、大切な教育予算であると考えております。

教育環境の確保、整備充実のため、教育予算の増額につきましては、今後とも市長部局と十分協議し、その充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今の教育長のお言葉は、私も確かにそう思います。

私が先ほど申し上げた中で、文化財の予算が大切だということは、それはもう言うをまたないことだと思っておりますが、それ以上に義務教育に対する予算の割合をもう少し増やしていただけないかというような趣旨で私はお話をいたしました。

さて、以前事務補助の方が週4日勤務で8時半から5時、図書司書の方も同じく週4日で10時から5時まで勤務されておられまして、結果、予算額は約2,300万円でした。現在は兼任ということで週5日勤務に変わりました、そのころより約650万円が削減されております。

私、小・中学校にいろいろ出向きましてお話をお伺いをいたしました。そういたしますと、例えば小学校では司書の方は午前中から昼休みまで、中学校では昼休みから放課後までのこれらが特にニーズが高いというようなお話をお伺いをいたしました。

そこで、例えばですね、今まで、昔は6時間半あった図書司書の方の勤務時間を、例えば4時間とする。そして、例えば今までのように週4日勤務に戻して、さらに夏休みとか冬休みをもう少し延長していただいて、そういうことで努力をすればですね、多分三、四百万円の予算の削減ができるのではないかとというふうに私は試算をいたしました。

法律の中でも法律改正のときには激変緩和措置というのがあります。したがって、今までですね、図書司書の方が常駐、朝から晩まであいていた図書館がその司書の関係のことで昼休み30分しかあげられないような状況になるというのは、子供たちにとってしわ寄せが非常に大きなものではないかというふうに私は思っております。

予算配分についてですのでちょっと総務部長にお伺いいたしますけれども、例えば先ほど私が申しあげましたような勤務体制に変更した場合ですね、今年度の予算よりは200万円から250万円ほど増えるような結果になるかもしれませんが、検討する余地はありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご指名でございますので、私からお答えしますが、現在はですね、施策別の予算配分というふうにいたしておまして、この項では義務教育の充実という中で小学校も中学校も含めて予算を配分いたしておます。あとの工夫については、現課の教育部の方で、その予算の内容についてどんなふうに使っていくかということはその内部で検討されることだというふうに考えておまして、どこにどういうふうに重点配分するかは現課の考えでされるということでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） その施策別枠配分のその義務教育への充実に対する予算額がもう少し増えないかというふうな内容も込めて言ったつもりなんですが、どうしてもその予算面での厳しさを言われるならば、暫定的な措置として来年度から始まります団塊世代の大量退職者の中の、特に先生方に対しましてボランティアで放課後図書館で子供たちの見守りを行ってくださる方を募ってみてはいかがでしょうか。

これはある中学校の校長先生からお伺いしたご意見なんですけれども、交通費程度の支払いで図書館の中の本は自由に読んでいただけるという条件にいたします。司書免許を持ってあればそれにこしたことはないけれども、中学校では放課後図書館で過ごしたいと思っている生徒の居場所をつくるためにも図書館を開放して、本を管理しながら子供を見守る人間が必要だと

いうふうにその校長先生はおっしゃっておられました。仮に、これが中学校で実現できればですね、小学校は先ほど私が申し上げたような勤務体制で専任司書制度を活用したとしても、予算額は多分本年度と同額程度に抑えることができるのではないかと思いますけれども、教育部長、これは検討する余地はありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員が申されましたように、平成15年度までは学校事務補助と学校図書事務、合わせまして週に56時間になっておりました。平成16年度から併任としまして38時間とちょっとです。差し引き17.25時間減ったことになっております。

それで、その分をどういうふうに埋めていくかということになりますけれども、学校事務補助の事務分掌につきましては、図書事務に関することとして3点ほど指示をしております。1点目が児童図書の貸し出しと返却、2点目が児童・生徒、教師用図書の購入、図書台帳、図書除籍簿、寄贈台帳処理などをしてもらっております。3点目が教科書の無償給与事務（教師用の指導書を含む）というこの3点でございます。

それで、この内容をどのように時間配分するかにつきましては、校長先生にその適切な配分をお願いするということにしておりますので、学校事務とあわせてですね、減りました17時間分を適切に配分していただくことになろうかと思っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今ちょっとアイデア、校長先生から伺ったそのアイデアで勤務体制をもう一度見直すことはできますでしょうかということでお伺いをしたんですけれども、この検討はまだ難しい段階でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど図書司書の話が出ておりましたが、確かに事務との併用で削減されてきまして、大変ご迷惑をかけているんじゃないかと思いますが、それらとあわせてですね、学校でもいろんな面で人が要ることを、別の方への形であわせて行いながらですね、学校の教育活動が、図書館は少し下がったかもしれませんが、ほかのところでは少し上げるとか、そういうふうなことで全体的にはという側面と、もう一つは先ほど文化財の話も出ましたけれども、太宰府市の学校には、特に非常勤講師とかボランティアとか、またNPOで活動していただいたところから派遣していただくとか、そういうふうないろんな形でご援助といいたいでしょうか、ご協力いただいて大変ありがたいと思っておりますが、そういう形で教育の充実を図っていただいているというところでございます。

教職の退職者の放課後のことですが、ちょっと予算的な面はまた部長とも話さなければならぬと思いますが、ご存じのように現在60歳でやめてもすぐ年金がもらえませんが、ほとんどの方が再雇用というような形で職についておられるというのが現状で、そのまますぐ職から離れられるというのは、ご家庭の事情とか本人のいろんな希望とかそういうのが非常に強くて学校から離れられるというのがここ数年の様子のごとでございます。ですから、一

つのアイデアだと思いますが、現実的には対応といえますでしょうか、応募される方は非常に難しいんじゃないかなというふうにとらえております。一つのアイデアとして、また部長とも話したいと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。今大量退職者のことを例に申し上げましたけれども、これは65歳を過ぎられた方でも私は構わないと思っているんですが、もしそういったことが実現できればですね、できるだけその図書館、子供たちにとって学校の中での居場所を増やしてほしいという様々な学校の側の要望もありましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、教育部長、今後ですね、長期休暇中に学童保育所が学校の体育館を使用する場合に来年度から有料になるという方向で検討されているというのは、これは事実でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 何かそのような風聞をちょっと聞いておりますが、検討しておりません。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私が確認をいたしましたところ、それに関する予算に対して予算がつかないということで、今後どのようにしていったらいいかということで、現課の方でもかなり担当の方は悩んでいらっしゃるというふうな話を聞きましたけれども、もしですね、夏休みに学童保育所に来ていて、その体育館を有料にしなければならないというようなことがもし実現した場合はですね、それは保護者が別料金を支払って体育館を借りなければならなくなるということになるのでしょうか。これは教育委員会の方に行っていなければ、施策別枠配分の予算配分の中で財政課の方でこの予算がつかなかったという話だったんですが、どうでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 学童保育所が夏休み等で体育館を利用するということで使用料が要ということになりますと、現在配分を受けております教育施策の中でその分は見ていくことになるかと思えます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ということは、長期休暇中の学童保育所で今までどおり体育館を使用することができるというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ええ、そのとおりでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。じゃあ、これはちょっと担当課の方と私との連絡が行き違いだったかもしれませんが、担当課の方では、これが体育館が使えなくなると、財政課の方で予算がつかなかったの、来年度からは有料になるというふうなお話だったのですが、それは、じゃあ誤解ということで、来年度以降も今までどおり長期休暇中、学童保育所は体育館を

今までどおり無料で自由に使えるというふうに再度確認をしておきたいと思います。よろしいですね。

そしたらですね、先日の総務文教常任委員会で確認をしたんですけども、学校行事で市の施設を使う場合にも定額を支払わなければならなくなったということで、これまで中央公民館で行われていた合唱大会、これもほとんどの学校が体育館で実施するようにしたそうですけれども、これは本年度から使えていないんですが、総務部長、この合唱大会が新規事業ということで予算がつかなかったというふうにお伺いしましたけれども、本年度ですけども、間違いのないでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 細かい平成19年度予算のご質問でございますけども……。

（「平成18年度じゃ」と呼ぶ者あり）

平成18年度はそのようなことはないと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 本年度、既にこの合唱大会を取りやめまして、学校では既に体育館の方で合唱大会を実施しているということで予算がついていなかったんですけども、それが新規事業ということで予算がつかなかったという話を私は確認しておりますが。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成18年度予算も施策別の枠配分を行いまして、それぞれの事務事業の担当者が予算を配分を受けた中からそれぞれに予算編成をしたわけでございますけども、中央公民館で恐らく全部やっていた合唱大会と思いますが、その枠の中に入るように予算編成をしております、その必要性から枠から予算化するという事になっておりますので、その担当課が予算編成の中で、その分については枠の中に入らなかったというようなことから調整されたものというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 平成18年度の合唱大会の中央公民館使用料につきましては、平成18年度の学校予算を各学校に学校管理費として数百万円ずつ配分をしておりますが、その後は学校の優先順位の決め方で合唱大会さらに続けて中央公民館でやろうという学校があれば、それは使用料でお支払いをいただき、いや、もう体育館でしようということになれば、ほかの方に回すと、こういう学校の判断というふうに理解しております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） つまり一昨年まではですね、指定管理者制度がありませんでしたから、無料で使用できていたわけですね。それがその指定管理者制度という政治的な制度変更によって一方的にその費用が発生しただけであって、学校側は合唱大会をずっと継続して行ってきたわけです。したがって、私はこれは新規事業との判断には疑問を感じております。

合唱大会をですね、中央公民館で行うことについて学校側は意味もなく行っていたわけでは

なく、多くの校長先生がその重要性を訴えておられました。先ほどおっしゃったように、枠配分の中でやはり予算の優先順位をつけていくと、これが外れてしまったという学校側の苦渋の決断だと思いますけれども、この合唱大会にですね、1校当たり30万円の予算が必要だとして330万円の予算です。今回の補正予算に計上されていましたが、中央公民館の管理運営を、これまでの随意契約をやめて入札にされましたことによって、約500万円以上の低い契約額で落札をされておりましたね。これが今回の補正予算に上がっていましたが、これは入札制度を改めたことによってできたお金なんです。

すなわちですね、同じ中央公民館の費用に関して政治的な制度変更によって、一方では330万円が必要になったために事業の廃止、もう一方では500万円の予算が捻出できています。総務部長、この予算ですね、補正予算に上がってありましたこういった予算を学校行事に対して中央公民館の使用料として同じカテゴリーに入ってくるわけですけど、回すことはできませんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 教育予算だけをとらえてご質問いただいておりますけれども、そのほかに福祉予算、本当に生きていくために必要な予算というものもございます。医療の問題とかですね、そういうことを全部、四十数項目ございまして、その中で優先順位はどうかということをやったりしております。

今回、教育予算は今そこだけおっしゃっておりますけれども、児童数が増えておまして、教室を4つか5つつくらなければいけない、それも何千万円かかるといようなこともあります。じゃ、それはどこからどう持ってくるのかというと、学校から全部しお寄せして持っていくわけではございません。やはり全部皆さんのところから少しずつ減額してそこに集めると、そういうふうなことをいたしておまして、右肩上がりであれば本当にそういうふうな渡邊議員さんの切実な訴えをお聞きできるんですけども、年々人口は微増でございますけれども、収入は減っています。家庭で言いますと、お給料が減るとなると、やはりどこかを減らさなければいけないというふうなことになると思います。しかし、何か特別にお金がかかる場合もございます。そういうことで、配分を慎重に今回も平成19年度予算で言えば、二十数回というふうな形で会議をして優先順位をつけて配分をすると、そういうことでございまして、またその中からまた各部、各学校、各施設がどれだけ優先順位をつけるかということで、こちらから強制でなくて自分たちでやっぱり考えて、このお金を有効に使っていこうという仕組みにしておりますので、そういう形をお願いをしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ある学校ではですね、ほかの市の施設利用をほかの市に対して打診されたそうです。その市では、他市の学校であっても、学校行事であれば減免してホールを貸すということに同意されたそうです。このお話を伺った学校関係者の方は、太宰府市とほかの市の考え方の違いに大変落胆をされておられました。

市長は福岡市で教育長をされていまして、この学校側の教育的配慮による中央公民館での合唱大会の意味というのは十分おわかりをいただけたと思います。子供によっては、一生に一度の経験になるんだということを校長先生はおっしゃっておられました。学校では制限されがちな子供たちの活動場所をできるだけ広げて多くの経験を積ませたいというふうに考えておられます。子供たちにとっても、クラス一丸となって練習してきた歌を学校の外の大きな舞台上で保護者や多くの人を見守る中、ライトを浴びて歌うというのは大変に貴重な経験だというふうにもおっしゃっておられました。

こういった私が言っているのは金額の問題ではなくてですね、教育に対する市がどういうふうな姿勢で臨んでいくかという一つ一つのことなんですけれども、その点について市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 教育予算につきましては、いろいろご指摘がございましたが、本市としても最大限、教育は大きな重点施策として取り組んでおるところでございます。

ただいまご指摘のような学校行事等の費用でございますが、学校の運営につきましては、校長先生のもとでいろいろ創意工夫を図りながら、いかに限られた予算の中で執行していくか、大変努力をさせていただいておりますが、ただいまご指摘のように本市の教育の中で、そういう各学校のニーズ、また子供たちの願い、そういう切実なものであれば、これは学校、教育委員会の主催等で行うこともできるわけでございまして、そういう点は子供たちのニーズにこたえる予算の使い方、あるいは減免については、教育委員会と当局で十分検討していただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） ここで15時45分まで休憩いたします。

休憩 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 教育部長にお伺いいたしますけれども、平成19年度の予算の中ですね、先ほどおっしゃった重点施策の中に小・中学校の教室増加に対する改修整備費用というのが1つ入っておりますけれども、それ以外に耐震診断とか耐震工事を含めた大規模改修については、どのような計画で行っていかれるおつもりでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 耐震診断につきましては、小・中学校の体育館が災害が発生した場合の避難場所となっておりますことから緊急を要しましたので、平成17年度に耐震診断を行った結果、補強工事が必要と診断が出ました。そのため、平成18年度においてすべての体育館の補強工事が完了いたしております。

今後は、児童・生徒の安全確保のため校舎の耐震診断を行い、その結果補強工事の必要性が診断された場合は、年次計画によりまして補強工事を実施していくことといたしております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 国からの耐震関連の補助金総額が毎年約1,100億円程度なんですけれども、実際は30兆円程度が必要と言われておりまして、今のペースですと30年以上かかることとなります。つまり、国の補助金を待って耐震化を行うというのは現実的ではありません。平成7年に地震防災対策特別措置法で、自治体へ公共施設の耐震化に対する努力義務が課されてから既に10年が経過しております。その間に、福岡でも規模の大きな地震が2回起こりまして、いつどこで地震が起きてもおかしくないということを裏づけております。

先ほどおっしゃいました耐震診断、耐震化のことですけれども、前原市においてはですね、耐震診断が100%、耐震化率が82%です。他市においても、財政計画を立てて施設事業計画ののっとって進めています。一方、太宰府市では耐震診断が、今おっしゃったように体育館を含めますけれども約56%、耐震化に至っては約7%で、過去4年間実施されていません。このように学校校舎の安全に関しても、自治体間格差が出てきています。

過去4年間実施しなかったために、仮に来年度からこの大規模改修を始めたとしても、平成19年度には約2億5,000万円、平成20年度が8億3,000万円、平成21年度が10億円、平成22年度が7億3,000万円、平成23年度が6億6,000万円、平成24年度が6億1,000万円、平成25年度が8億2,000万円ということで合計ですね、この7年間の間に総額50億円を超す予算が必要になってくるというふうに試算をされています。これをさらに実施しなかった場合、校舎の老朽化は待ってくれませんから、年ごとにその負担額が増えていくということになります。

市の方針で過去4年間実施されなかったと思いますけれども、総務部長にお伺いいたしますが、今のこの財政状況で今後この予算を確保できるというふうにお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 4年間、非常に財政が厳しいという状況がございました。しかし、太宰府南小学校については大規模改修が終わっております。非常に今から見れば少し設備投資が多かったかなという気がしてますので、その分をもう少し簡略した形でやる必要があるかと思っております。

そうしますと、先ほどから財政の問題が出ておりますけれども、現在公債費が30億円ございまして、それに対して起債、借り入れる金額を15億円から20億円という形で今押さえております。そして、人件費が大量退職のために職員の抑制、あるいは高額な職員がやめるために減額になるという形になりますと、平成23年程度ぐらいから収支均衡になるのではないかとというふうに考えておりまして、それまでに財政収支が改善すれば、緊急にやらなければいけない事業が幾つかございまして、その中にもやはり大規模改修というのは必要でございます。そこまで待てるかどうかというのは問題がありますが、新しい市長になったときには、その辺の政策判断もしていただいて、少しずつでもやっていかなければいけない事業かなと、そういうふうな

認識はっております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 現在出ております大規模改修の計画ですけれども、これを仮に今おっしゃったように少し延長して実施をするとしてもですね、学校の施設事業に関しまして先ほど武藤議員がご指摘されましたように、増税された分を教育とか福祉にも還元しているんだよということをやはり市民の目からもきちんとわかるような形で、きちんとした財源確保ですね、今後に向けての財源確保と、それから現場との綿密な話し合いによる実施計画は、これはもう絶対に必要になってくると思います。

以前から申し上げていますが、緊急性の低い公共事業について、これを関係者のご理解をいただくように努力して凍結をして、その予算を子供たちのため、そして地域の避難場所である、その学校の安全を確保するための予算に充てることができないでしょうか。

私は、市のトップみずから関係者の方々に対しまして、この状況をご説明いただければ、必ずご理解をいただけることができると信じていますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま平成19年度予算を編成中ですが、第四次総合計画によります実施計画等々につきまして長期計画にも盛っておるわけでございます。市民のニーズ、あるいは当面する緊急の重点施策等々、執行については十分配慮していかなくてはならないと思っておりますが、今おっしゃるように教育予算について最重点的に取り組んでおりながら、緊急順位ということは新しい骨格予算でございますが、長期的な見通し、また人命に関するようなそういう耐震構造等の見直し等につきましては緊急性が高いと思っております。そういうものを含めまして新しい長期計画、それからまた財政需要等の長期見通しもございまして、先ほど部長が答弁しましたように、平成20年度以降の現在投資いたしております事業の完了とか人件費の削減等々による余裕財源を教育予算に回すとか、そういうのは新しい形でひとつ基本方針をつくっていただきたいと、そのように思っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 自治体への裁量権は拡大されながらも、先ほどからおっしゃっておられますように国からの交付金が減額されている現状では、お金のある自治体とない自治体、そして首長の方針によって義務教育に対する格差が出てくることは火を見るより明らかです。教育に対する結果は、すぐには出てきません。また、子供たちが与えられた環境を当たり前ものとして市に対してクレームをつけることもありません。だからこそ、子供たちにかわって特に現場の先生から十分な意見を聞きながら、予算については決定をしていかなければならないと思います。

現在、既にこのような教育環境格差が生まれつつありますから、ぜひこの格差を埋めていただくよう、また今回検討していただく内容については、内部検討の結果について必ずお知らせをいただくよう、さらに先ほど申し上げました合唱大会等の件につきましては、例えば市の主

催にさせていただき、そして学校に対する負担をなくすなどの様々な考慮をしていただくように強く要望いたしまして質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

○9番（大田勝義議員） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2点について質問させていただきます。

まず1点目は、かけがえのない子供の命を守るための取り組みについてであります。

去る10月11日、筑前町において中学2年生の男子生徒が、いじめが原因でみずからの命を絶つという痛ましい事件が発生いたしました。その後、このいじめ自殺に端を発した児童・生徒の自殺が全国各地で連鎖的に発生しており、深刻な社会問題になっていることは皆様ご存じのとおりであります。文部科学省では、こうした事態を重く見て、各学校に対し、いじめへの取り組みに関する総点検を指示するとともに、伊吹大臣名で、いじめられる側、いじめる側、双方の子供に向けた異例のメッセージを発するなど、懸命の対応がなされております。また、政府の教育再生会議においても議論が交わされ、再発防止のための緊急提言が出されましたが、まさに今、国を挙げて、いじめ自殺防止の取り組みが行われているところであります。

福岡県では、いじめが原因の児童・生徒の自殺が平成8年にも、当時の城島町で発生しております。このときも大きな社会問題になりましたが、事件以来、特に本県では二度と城島町のような不幸な事件が起きないように、いじめを根絶するための様々な取り組みがなされてきたと聞いております。しかし、残念ながら早くも10年後の本年、またしても本県で同様の事件が発生しましたことは、当時の教訓が生かされず、時間の経過とともに危機感が薄れ、いじめ問題への対応が形骸化してきたのではないかと思います。

今回の事件後、直方市では小・中学生全員にメッセージカードを同封した教育長あての封筒が配られたそうであります。福岡市でも、いじめ担当課長が新設されるなど、県内では再発防止に向けた新たな取り組みが展開されております。いじめ自殺は、いつどこで起きても不思議ではないと言われており、常に危機感を持って取り組まなければならないと思いますが、本市のいじめの現状とその対応についてお伺いいたします。

次に、児童虐待についてお伺いします。

近年、児童虐待のニュースは連日のようにメディアに取り上げられまして、いじめと並ぶ深刻な問題となっております。特に最近では、虐待の末に子供を死に至らしめるという悲惨な事例が頻発しており、極めて憂慮すべき事態となっております。また、日常的な虐待はないものの、子育てに悩んだ末に発作的に我が子を殺害するという不幸な事件も多発しており、子供の命を守るためには虐待の早期発見、早期対応と子育て支援の両面での対策が必要と言われております。

このため、厚生労働省においても、児童虐待防止対策は社会全体で早急に取り組むべき重要

課題と位置づけ、法改正などにより虐待発見者の通告義務や市町村の責務の明確化が図られるなど、様々な対策が講じられております。市町村では、児童相談所とともに児童虐待の通告窓口にもなっておりますが、本市では児童虐待防止にどのように取り組んであるのか、その実態と対策についてお伺いいたします。

2点目は、市債のうち縁故債の借り入れ先と利率はどのようにして決定されているのか。また、ミニ公募債の発行について検討されたことがあるのか、伺います。

本市の平成17年度の経常収支比率は98.6%となっておりますが、内容を見ても人件費が26.1%と一番高く、続いて公債費が20.8%となっております。性質別経費の類似団体との比較を見ても、市民1人当たりの公債費は類似団体の1.5倍を超えており、本市の財政硬直化の最大の要因は、増大した市債残高にあることは明らかであります。公債費比率も18.4%まで上昇しておりますが、私は市民のための施策を積極的に展開した結果としての経常収支比率なり公債費比率の上昇でありますので、ある程度はやむを得ないところではないかと思っております。

そこで、私の質問は、公債費を少しでも抑制するための資金調達の方法についてであります。市債の発行は、事業によって資金区分が決まっているそうでございまして、大別しますと政府資金などの貸し出し金利が決まっている資金と利率が交渉で自由に決められる縁故資金に分けられます。この縁故資金は、以前は指定金融機関から借り入れる自治体が多かったようですが、最近では少しでも低い利率で借り入れるために、生命保険会社や証券会社なども参加させて、入札方式で借り入れ先を決定している自治体が多くなったと聞いております。長期の貸し出し金利は、日銀の量的緩和解除後、上昇局面に入っているようですが、本市ではどのような方法で縁故債の借り入れを決定されているのか、伺います。

また、資金調達の方法として、最近では証書借り入れだけではなく、小規模な自治体も債券の発行が可能になったため、ミニ公募債を発行している市町村が年々増えているようであります。このミニ公募債は、市が債券を発行して市民に購入してもらい、事業資金を調達するというものですが、購入の対象を市民に限定することで、市民の行政への参加意識を高揚し、資金調達コストの低減にもつながるといことで、総務省も推奨しているようでございます。このミニ公募債について、本市では検討されたことがあるのか、お尋ねいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。回答は項目別をお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 本市の小・中学校におけるいじめの現状とその対応についてお答えいたします。

本市におけるいじめの現状についてですが、さきの答弁でも触れましたように、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとの文部科学省の定義を踏まえて、毎月いじめに関する実態調査を実施しております。

その調査結果によりますと、本年度11月末現在2件の報告がっております。しかし、これ

以外にも、からかいや嫌がらせなど、いじめの芽になる状況は残念ながら各学校に存在するものと考えております。

そこで、本市においては早期発見のために、いじめに関する情報をキャッチするためのアンケート調査や教育相談活動の充実に努め、各学校では校長の指導のもと、速やかな組織的対応ができる体制づくりに努めております。それを推し進めるため、10月の定例校長会や11月の臨時校長会、同じく11月の定例校長会においても、いじめ問題の対応に関する指導を行いました。また、11月の教頭会においても、いじめ問題への各学校の組織的対応のあり方について指導したところです。

また、いじめへの対応として出されました文部科学大臣からのお願いや県教育長からのメッセージを各学校はもちろん、市子連、スポーツ少年団など社会教育団体にも発信し、協力体制を強化しているところです。

その他、市の相談窓口であるヤングテレホンのパンフレットを各中学校全生徒へ配布を行うなど、その対応に努めております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、児童虐待の実態と対策についてお答えいたします。

本市の実態といたしましては、平成17年度には24件、平成18年度は11月末現在17件で、その対応は施設等への措置ケース、家庭訪問などを行うケース、経過観察中のケースなどでございます。

要保護児童対応として、庁舎内ネットワークの保育所、保健センター、教育委員会などの日々の業務の中から、あるいは各相談窓口や医療機関や市民から子育て支援課に虐待を受けたと思われる児童の通報がなされた場合、保健センターの保健師を初め関係者と密接な連携をとりながら、保育所、小・中学校での情報収集や家庭訪問を行うなど、虐待の防止に努めるための対応を行っております。その内容につきまして、県中央児童相談所に報告を行い、状況に応じて県中央児童相談所と共同して対応いたしております。

なお、その内容が緊急、重大なケースである場合は、即県中央児童相談所に通報し、その解決のために調査、訪問等を行っております。

そのほか、要保護児童対応のためのケース会議、実務者会議として、家庭児童相談員、保健師、保育士、民生委員、児童委員、主任児童委員、小児科医等によるSOS会議を毎月開催し、この中でも児童虐待に関する情報交換に努めております。

児童虐待の問題にかかわる中で見えてくるのは、核家族化の進展や地域の子育て機能の低下によって人間関係が希薄になり、地域や社会から孤立している家庭、中でも母親が相談すべき相手もなく、孤立しがちなことも要因の一つと言えます。

平成18年4月に、子育て支援センターを開設し、窓口、電話での相談のほか、出前保育や集

いの広場を開催することで、家庭で保育を行っている保護者の不安や孤立感を取り除く事業を展開いたしております。

さらに、平成19年度から要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との調整、連携を強化し、児童虐待防止及び早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） まず、いじめについてお伺いいたしますが、平成17年度の決算審査資料を見ますと、不登校児童とそれと生徒数ですね、小学生が20人で中学生が40人ということで計60人いるわけですが、この不登校生徒、そして児童とのいじめとの関係というのはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 不登校のですね、不登校になったその原因というのを幾つかの要素に分けておりまして、その中には生徒同士のトラブルとか、それから教師とのトラブル、それから親子関係、また本人のいろんな状況、病気を含めてですね、そんなふうな項目で分けております。生徒間のトラブルによって、それが引き金となってといいたいまいしょうかね、そして不登校になったという事例、ここにデータを持っておりませんが、何件かあると思っております。

ただ、先ほどいじめというのを一応文部科学省が、こういうのをいじめと言おうという定義に沿って話をしております関係でですね、実態としてといいたいまいしょうか、報告としては、いじめがあって、それから不登校になるというようなふうの数値として上がっていないのが現状です。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） いじめとですね、先ほど言われました不登校の問題ですけども、非常に何というんでしょうか、際どいところであるような気がするわけですね。だから、いじめられて、そしてそれが継続的に続くようなことがあれば、それがいじめというふうな形になることと、相手方がまたそのようにいじめととらえるような形になった場合に、これが文科省で言ういじめだというふうな形になるかと思いますが、私、小学校、それから中学校ですね、3年たつとですね、中学生はすべて卒業してしまいますよね。小学生は3年たてば半分が入れかわってしまいますね。そういうふうなことでですね、いつときも手を抜くといいたいまいしょうか、このいじめ問題について触れない時期があると、ひょっとしたらその間にいじめが起きているんじゃないかなという気もすることもあるわけですね。

それで、学校の先生方も一生懸命教育していらっしゃると思いますが、この教育している中で水面下でひょっとしたらいじめがあっているかもわからないし、だから先生方も直接携わっていらっしゃるから、子供たちの不安、それから悩み、そういったふうなサインをですね、ぜひとも見落とすことがないようにお願いしたいと思っておりますけども、その辺のお考えはいかがでございまいしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどいじめの件数が本年度11月末で2件と話をしましたが、校長にはですね、まず1つには、よそであっているようなことはやっぱり自分の学校でも起こり得るといふ、そういう危機感を持って対応してほしいと。それから、御指摘のようにゼロといってもですね、本当にゼロなのか、見えなかった、言わなかったからゼロなのか、その辺をやっぱり見きわめてほしいと。それから、いじめは先ほど言いましたように、かなり一方的とか継続的とか深刻というような言葉が入っているけど、ふだんの生活の中でいろんなことがトラブルが起こってきますけど、それにはいじめの要因がないのかどうか、そういう点も見してほしいと、そういうことを言いながらですね、子供たちのことに対応してほしいというふうに伝えてはおります。

だけでも、先ほど言われましたように、いじめもなかなか巧妙になって本当に見えにくいとかですね、それから先ほど信頼の話も出ておりましたが、先生に言うたばかりにというような不信感を持たれておつては、幾らお話をしても伝わっていかないんじゃないかと、その辺のことについてやはり先生方には子供の訴えを真摯にじっくり聞いてほしいというようなことで、特にこの10月末から11月にかけてこういう一連の中で何度か、先ほど言いましたように校長会、教頭会をいたしましたけど、そういうふうな話をしているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 福岡県ですね、教育委員会の資料を見ますと、筑前町の教育委員会で出されている現時点での課題や反省点といたしまして資料があるんですが、ちょっと読ませていただきますけども、「管理職を含め教職員の間での情報の共有化や報告、連絡、相談の徹底がされていなかった。教員が日常的に生徒たちの不安や悩みのサインに気づく手だてが不十分だった。教員の言葉遣いや態度など教員としての資質に課題があった点がある。教員の不適切な言動が生徒に精神的な苦痛を与え、周りの生徒に当該生徒に対する誤った見方を植えつけた可能性がある」、このようなことで反省点が述べられているわけでございます。

そういうことで、このいじめ問題を起こさないような取り組みですね、こういうふうな反省点が十分大きな参考になろうかと思っておりますので、ぜひともこれを参考にさせていただいて、いじめが起きないような学校づくりにしていただきたいと思っております。

それからですね、まだあるんですよ。

最後になりますけれどもね、世界ではですね、自然災害や内戦によってたくさんの子供たちが亡くなっているわけですよ。日本でも、いろんな難病にかかってですね、鼻からコードを通して、顔は非常に膨れて、体が膨れて、そして紫になった子供がですね、一生懸命目をぱちくりさせながらですね、ぜひとも生きたいというふうに訴えているところが見えるんですね。だから、生きたくても生きたくても生きられない子供たちもたくさんいるわけですよ。だから、自殺をする前にですね、いじめ自殺をする前に、少しでもですね、そのような生きたくても生きれない子供たちがいるんだということを自殺する前にちょっと考えてほしいなと、そ

のような教育をですね、ひとつお願いをしたいなと思っております。

これで、この件については終わらせていただきます。

それから、次ですね。それでは、児童虐待の件で、この問題につきましてはですね、やはり先ほどから話も出ていますが、地域のネットワークですね、やはり社会との結びつきがやっぱり一番大事であろうかと思っております。そのためにも、地域コミュニティづくりですね、その充実をもっともっと考えていかなければならないのかなという気がしています。

よくですね、ワイドショーなんかでテレビを見ているとですね、虐待があって、そしてそれで子供が亡くなったというふうなことで、よくワイドショーで取り上げて、現場に行つて報道していますね。その中で、よくインタビューをしております。そうすると、そのインタビューの中で、夜中に泣き声が聞こえていたんだけど、最近聞こえなくなったと思ったら、ああそうですか、亡くなったんですかというふうなことをよく聞きますしね、それから児童相談所にですね、通報をして、そして児童相談所の方が現場に行かれまして、ところが親が会わせてくれないとか、そういうことがあるわけですね。そのまま立ち入ることができなくて、そのまま帰ったら、その後亡くなっていたとか、そういったふうなこともテレビなんかで出てくるわけですね。そういうのを見ると非常に腹立たしくてしょうがないんです。この場合は、太宰府市としては、そういった場合はどのような対応をなさるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 重大ケース、緊急ケースのときには、児童相談所ということで市の方もそういう通報、通知をいたしておりますけれども、まず市の方に連絡等ありまして、やっぱり急ぎます場合は、この調査立入権というのが市の方にはございません。残念なことですが、今の法律の中では立入調査権は児童相談所ということになっておりますので、こういう場合やはり第一報としては私たちは児童相談所に通報をします。しかし、こういったところに市の職員として対応ということで緊急に駆けつけて、この児童相談所の方が来られるまでの間、やはり何らかの対応をしないといけません、即中に入れなくても間々ございます。今まで昨年と今年と措置しましたケースの中でも、家庭に訪問に行っても拒否をされたということはありますけれども、職員がそれなりの工夫をいたしまして、緊急性というのとまた少し別ですけども、やはり庁舎内のネットワーク、職員のネットワーク等、あるいは地域の方々とのネットワークの中で、その保護者等と少しでも顔見知り、あるいは仕事の形で何らかの形で接触できる職員、そういった別の職員に働きかけをしまして、一緒にその家を訪問し、何らかの形で、ほかの内容でですね、接触をまずして、そしてこの子供さんのことについて横からお話をしたり聞いたりというケースは実際にございます。ですから、拒否をされて、そのとき即じゃなくても、1日、2日かかっても、そこでいろんな角度の対応策を練りながら接触をしていくということが大切だというふうに思いますので、この分につきましては、やはり学校の方からも、この虐待らしきことが起きているのではないかというような連絡がありました

ときには、そういうときはまた再度学校の先生方と一緒に担当職員が家庭を訪問しまして、そして対応しているというような状況も多々ございます。

それから、保育士の方からの連絡がありますときにも、また保育士と一緒に、やはりこちらの方が虐待の担当の職員だからといっても、ただ役所の職員ということだけでなかなか会っていただけないという現状がございますので、その辺のところは他の部署の職員、地域の方々のやはりネットワークというつながり方、民生児童委員さん、そういう方にもご相談しながらの対応ということをとっております。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 私ですね、いつでしたっけ、もう随分になりますけれども、学校の前で旗振りをやっているんですけども、子供たちが通るわけですね、いつも、顔見てますからね。そのときに、1人の子供がですね、顔の目のあたりをしっかりと黒くはらしてたんですよ。だから、私「どうしたの」と聞いたら、転んだって言うわけですね。だから、今子供さんはやっぱり頭がいいから、すぐ、うそというわけじゃないけども、かばったりするもんですからね、ちょっと気になりましてですね、校長に後で電話したんです。そしたら、校長言われたんですね、間違いなく転びましたということで言われてましてね。だから、そういうふうなことで、私も、虐待、そういうふうにご子供が何かけがなりそういうものが見えればやっぱりちょっと気になるものですから、そういったふうなことで、関係者、生徒の場合は学校の校長に電話して確認しましたからほっとしましたけどもね。それは余談でございますが。

それから、もう一つですけれども、安部陽議員の一般質問の中で、子育て支援センターの中で出前トーク、それから子育てサロン、ここに若いお母さんたちがお見えになっているいろいろ相談されたりすると、そのような話、先ほども出ましたけども、出たんですが。それで、ここにお見えになる方というのは極めて安全な方だろうと思いますよね。ところが、やはりここにお見えにならない方ですね、例えば転勤でよその地に来て、そしてそこで、つき合いべたといいましょうか、家に引きこもりになったりとか、そういう方も多分おられようかと思うんです。だから、このような方々に対する対応というのは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 私の方は子育て支援ということで、特に保育士ということで職員がおりますけれども、この部署だけではとてもできることではございませんので、保健センターの保健師、そういうところと連携、連動いたしまして、一番そういうところの発見に近いというのは、乳幼児の健診における場での何らかの変化が認められる子供さん。しかし、おっしゃいますように、そういう健診に出てこないご家庭もあると。そうしますと、保健師の方で、何度呼びかけても、何歳、何歳、半年健診とかいろいろございます。そういうものに出てこられない方をチェック、一応は基本的にいたしておりますので、そういった中で、保健師が家庭訪問いたしますときに、保健師だけで行きます場合、あるいは保健師とち

らの保育士が合同で家庭訪問をして、声かけをしながら、何らかのそういったサインが出ている家庭であるのかないのか、その辺の確認をさせていただいております。即全部の世帯に回れているかどうかというのは、少し確信はありませんけれども、大体何度もそういった会場に出てきていないというような方々をリストアップしながら、訪問に努めているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） きめ細かな対応をですね、今後お願いをいたしまして、この件については終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 次に、縁故債の件ですが、初めに、借入先と利率はどのように決定されているのかというご質問です。

銀行からの借入れの際は、まず金融機関に貸付利率の照会を行います。貸付利率の一番低いところを借入先として決定して借入れを行っております。参考までに、今年5月に平成17年度分の銀行の借入債、旧縁故債というふうに言っておりますが、の借入れを行いましたときの状況ですと、金融機関に10年償還の貸付照会を行いました。一番高いところが4.25%、一番低かったところは1.6%です。で、この1.6%でお借りをしております。5月ごろの10年物の国債利率が当時2%でしたので、それと比較しますとかなり安く借入れができたというふうに判断をいたしております。

次に、ミニ公募債の発行について検討されたのかということですが、ミニ公募債とは、先ほどのご指摘のように、地方自治体が住民向けに発行する地方債でありまして、基本的には購入者が地域住民に限定されておまして、用途の特定などの特徴がございます。以前は発行が都道府県というふうに限られておりましたけども、平成13年度に住民参加型ミニ市場公募債が制度化されまして、幾つかの自治体で発行されるようになりました。

ミニ公募債は、一般的には金利を国債に合わせているため、市民から見て、今のような時代には安全で有利な資産運用という側面がございます。しかし、市にとっては、償還期間が大体おおむね3年から5年というふうになっておまして、比較的短期でございます。そして、発行手続、償還事務の経費等々が要りまして、銀行の引受債、先ほどの縁故債ですが、これよりもコストがかかるということもあるようでございます。そういうことから、研究はいたしておりますけども、現在まで発行には至っておりません。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 複数の金融機関から金利見積もりを提出させた上で最低金利の金融機関から借入れてあるということでございますので、今後も競争原理を導入しながら、資金調達コストを低減させるための努力を続けていただきたいと要望をいたしておきます。

ここで視点を変えて、市債の借りかえについてお尋ねをいたします。

市債の発行については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法が議会の議決

事項となっておりますが、本年度当初予算の第3表を見ますと、償還の方法として、「政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができる」と規定されております。したがって、市債の償還期限を延長せずに低利に借りかえることは改めて議会の議決を得ることなく行うことができるわけですが、借入金の借りかえは民間では当たり前のこととして行われていることでもあります。一般の家庭においても、高利の時代に借り入れた住宅金融公庫の住宅ローンを低利の銀行ローンに借りかえる人も多いようでございます。

そこで、提案ですが、政府資金については市債の借りかえはできないようですが、縁故債については可能でございますので、借りかえを検討されたいかと思うわけでございます。縁故債は償還期間が短いため、金利が現在のように低水準になった後に借り入れたものが大半であると思いますが、借りかえになりますと、残存期間が短く、将来の金利変動のリスクも低くなるため、大幅に金利が低減される可能性もあります。広く生命保険会社なども見積もりに参加させ、縁故債の借りかえを検討されるお考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 銀行引受債のうち金利の高いものについては、過去に繰上償還、先ほど言われました繰上償還を行っておりまして、現在残っている借入金利のうち一番高いものは2.75%という形で、かなり低利で借入れを行っているところでございます。

ご指摘のとおり、借入債についても、その条件の範囲内であればできるというふうになっております。現在、先ほど言いましたように、10年物の金利が1.6%で、かなり安く借入れできました。今後は、市場の動向を見ながら、繰上償還も含めて、これからも随時そういうふうな検討をしてみたいというふうに考えます。

その場合に、ご提言の生命保険会社にも照会したらということですが、広く銀行を、いろんな種類のところの照会をしたかどうかということですが、現在も生命保険会社にはもう照会をいたしております。しかし、多くのいろいろな金融機関をさらに照会に当たりまして、低利の金利で借入れできるように進めてみたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 幅広く検討していただいて、低利で借りかえができるようご尽力をお願いをしたいと思います。

それから、ミニ公募債については、例えば「まほろば債」というようなネーミングで募集すれば、話題性もあり、市民の市政への参加意識も高まると思いますが、まだまだ全国的にも発行している自治体は少ないようございますので、今後の課題として研究していただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

[7番 不老光幸議員 登壇]

○7番(不老光幸議員) ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告の2項目について質問させていただきます。

1項目めは、地域コミュニティづくりについてであります。

市長は、毎年の施政方針の中で3つの戦略プロジェクト推進を掲げておられます。その中の1つに地域コミュニティづくり推進プロジェクトがあります。市民一人ひとりが地域において参加、連携、交流、協働して暮らしの中で真の豊かさを感じることが大切であり、地域コミュニティづくりとは、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもと、市民がまちづくりの主役となって地域内で交流を深め、地域と行政の役割分担を明らかにしながら、ともに連携、協働してまちづくりを進めるための新しい仕組みを構築するとおっしゃっておられます。

また、指針には、「現在社会において、地域を取り巻く環境や市民生活のニーズあるいは価値観がますます複雑、多様化してきている今日、人と人とのつながりや隣人としての相互の交流や連帯意識は年々希薄になってきている。このような中、急速に進展する少子・高齢化社会などに対応するためにも、隣の人を知る、町内会の人を知る、校区の人を知るというふうな触れ合いの場や機会をつくり、市民が相互に連帯感を持ち、各地域の特性に応じた積極的な地域活動を展開し、有意義な社会生活が営まれるようなコミュニティの形成を図り、市民参画のまちづくりを進めることが重要である」と書いてあります。

このことからしても、地域コミュニティの活発な活動は、いろいろな交流活動を通じて、地域の環境や防災、防犯はもとより、地域の福祉、安全、教育、生きがい、まちの活性化などいろいろな活動の基本的な活動で、大いに期待される施策だと思っております。

しかしながら、平成15年5月に地域コミュニティ推進指針をつくられ、取り組みを実施されて3年を過ぎておりますが、いまだに従来の行政区の活動やそれぞれのボランティア活動が実施されてきたこととどのように変わってきているのかわかりません。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

まず、当初の施策目標に対する現在の成果についてどう評価をされておられるのか、お伺いいたします。

次に、今までに取り組みを実施された具体的な施策内容についてお伺いします。

3点目は、今後の取り組みについてお伺いします。

2項目めは、市道の整備、補修についてであります。

市道につきましては、以前は市内至るところまで舗装が実施され、よく整備をされた時期もありましたが、現在の現状は、道路の傷みがひどく、全面的な舗装の更新を実施しなければと思われる箇所が見受けられます。市民の日常の生活において、特に安全な環境の維持のためにも、市道の計画的な舗装の更新のための予算措置は必要であると思います。

今、平成19年度の予算編成をなされている時期でありますので、次の2点についてお尋ねいたします。

まず、第1点目は、市道の全面舗装、改良のための平成19年度の予算措置はどうなるのか、お伺いいたします。

2点目は、市道の部分舗装、補修のための平成19年度の予算は平成18年度予算よりも増額を考慮されるのか、お伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま不老議員のご質問でございますが、まず第1項目めの地域コミュニティづくりについてご回答申し上げます。

地方分権時代に沿った自治体運営を行うためには、行政と地域の役割や責任を明らかにしながら地域と行政による協働のまちづくりを行うことを政策提案してまいりました。具体的な方策といたしましては、おおむね小学校を基礎的な単位ととらえまして、自分たちの手で地域づくりをしようとの意識のもとに、地域の実情に応じまして、地域住民の皆さんがみずから考え、行動し、責任を持ってまちづくりが展開できるよう、地域コミュニティ協議会などの組織化を図りまして、将来の地方分権の受け皿となるよう、地域コミュニティづくりを展開しておるところでございます。このことは第四次総合計画後期基本計画に位置づけまして、私の施策方針でも示してきたところでございます。着実に前進しておるものと認識いたしております。

具体的な質問内容につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今市長より回答がございましたように、地域コミュニティ協議会の組織化に当たっては、行政主導で進めるのではなく、地域との協議や学習会を重ねながら進めていくべきものであるととらえております。

そこで、まずは自治会長である区長との協議を行いました。小学校区を単位とする組織化には既存の自治会活動や地域活動などとの整合を図る必要があるということから、早急な組織化を図るのではなく、地域課題に応じたテーマごとの活動を通して、地域住民の連帯感を醸成しながら組織化を図ることが必要であると思っております。

このようなことから、本年度は、まず校区単位での準備会が設立されました太宰府南、太宰府西、水城西の3小学校区と協議学習を行う中で防犯部会が組織され、現在地域としての具体的な取り組みについて協議が重ねられており、一步一步進んでいるものと考えております。

今後、このような具体的な活動実践を他の校区にも紹介しながら、地域コミュニティづくり

を展開してまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 今のご回答ですけれども、この地域コミュニティにつきましては、今までにも何度も質問をされているわけですが、そのときの回答からですね、全く同じ回答であるというふうには私は受けとめました。以前はですね、地域コミュニティについての質問はよく何人か出されたんですけども、今はもう地域コミュニティについて、議員の中では話題にもならないわけですね。これは、今おっしゃった、この太宰府市地域コミュニティ推進指針というのがあるんですけども、市長は施政方針の中で地域コミュニティについてというふうにおっしゃっているんですけども、会社に例えれば、社長がそういうふうにおっしゃった場合に社長室がこういう指針をつくるんですね。そして、プロジェクトチームをつくったり、あるいは各部に落としていくわけですけども、この指針に基づいて各部担当者は具体的にどういうふう

に計画、立案をされたのか、それをまずお話ししたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この地域コミュニティづくりにつきましては、協働のまちづくりを進める手法として取り組むということで、平成13年の第四次総合計画前期に掲げられておりました。その具体的な取り組みについて、今ご指摘の所管課というのが正式に位置づけられなかったこともありましたが、その後地域振興課が設けられまして、その中でこれを具体的に所管するというので、先ほどご指摘のように、指針等もその組織の中で作成されたということをお伺いしております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） この地域コミュニティ推進指針の中に書いてある内容を要約しますと、問題点としましては、連帯意識が希薄になってきている。コミュニティというのはですね、これは生き物が発生したときから自然にあるわけですね。だから、動物だろうが、人間だろうが、植物、魚でもそうですけども、集団が何人かできればコミュニティが出てきているわけですね。従来からずっと必然的にコミュニティというのはあるわけです。その中で、あえてここで地域コミュニティを市長がとらえて上げておられるのはどういうことかといいますと、連帯意識が希薄になってきている、従来からあるコミュニティの中で、それからもう一つは、急速に進展する少子・高齢化社会、これが問題点としてこれにはちゃんと載っております。

で、昔からの、その連帯感が希薄になってきているという点ですけども、従来は、例えば家庭の中でずっと、その中で地域があると思います。そうすると、裏からでも、表からでも、がらっとあけて、「おるか」といって入っていった時代があったんですね。それから、あるいは、今落ち葉の時期なんですけども、落ち葉を掃き集めて落ち葉を燃やしていたわけですね。歌にもなっているんですけども。ところが、時代が変わって、今落ち葉を燃やすといけないうふうになってきておまして、そういうふうに変化が来てきている中で地域コミュニティ

が希薄になってきているという、全体的にとらえられていると思うんですね。それからもう一つは、急速に進展する少子・高齢化社会。

で、そこで、隣の人を知る、町内の人を知る、校区の人を知る、そして触れ合いの場をつくる、機会をつくる、相互に連帯感を持ち、積極的な地域活動を展開する、有意義な社会生活が営まれるコミュニティの形成を図ると。その結果、財政的にも今まで行政が担ってきた部分を地域で補ってほしいと、その部分を。それはですね、親睦的な活動として文化振興、交流活動であり、スポーツ・レクリエーション活動をやってほしい。そして一方では、自治的活動として、まちづくり活動の地域美化運動、地域環境改善活動、防災、防犯、交通安全活動、地域福祉、介護などの活動をやってほしいというふうに書いてあるわけですね。そのためにはですね、そのための問題点とか課題とか、そういったものの現状把握というか分析をですね、行っておられるのかどうか、それをお聞きします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 平成15年5月に策定いたしました指針の中には、今ご指摘のように掲載されております。この間、自治会長であります区長の方にもその中身をもって説明いたしました。議員からご指摘もありますように、その指針の中身というのが非常に抽象的である。それから今の自治会の活動と、この市が目指しているこのコミュニティづくりとはどう違うのかというようにいろいろなご指摘があつて、この間の議会でもご質問があり、ご答弁させていただきました。

それで、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、この地域コミュニティづくりというのは、小学校区を基本単位とする今後の地域分権の受け皿的な組織づくりをするということ、本年度の4月から開始します第四次総合計画の後期基本計画の中で、一定体系をもう少し明確にしながら記載いたしました。それで、今現在進んでおりますのは、先ほどご報告しました3小学校区については、そういう校区単位での何らかの取り組みをやっていけるんじゃないかということで準備会を設立されましたけども、その他の校区では、今やっている地域活動との整合を図らないとなかなか小学校区単位の組織化は難しいということで、先ほどのご答弁をしたところでございます。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 今小学校校区の云々というふうにおっしゃいましたけども、その小学校校区の協議会自体も2カ所あるいは3カ所で、実際にはもっとあるんですけども、それが本当に必要かどうかというのは、もう一回振り返ってみる必要があると思うんですね。

今行政区があるんですけども、その中に、役員会もあるでしょうけど、そういうところにソフトボールの方とか、あるいはバレーボールの方とか、あるいは健康推進員とか民生児童委員とかですね、そういう人たちがみんな集まって、そこで区の問題点とかいろんなものは協議するわけですね。ですから、なぜそういうふうな、何というか、できないものをいつまでも追っ

ているのかなというのがちょっと不思議でたまらないんですけども。

私がお聞きしたいのは、財政的にも非常に厳しくなっているから、例えばですよ、例えばここにありますように、まちづくりの中で花いっぱい運動というのがありますよね、花いっぱい運動。本来は、これは行政の方で業者に頼んで、この地域に花を植えてきれいにしようというふうなことをやりたいんですけども、予算的にそこまでいかないから、地域で花いっぱい運動を担ってもらえんですかと、あるいは今落ち葉の時期だから、落ち葉を、この市役所の周りは、業者の方が委託されている人が毎日掃いてますよね。ところが、各地方においてはやっぱり落ち葉があるわけですね。それを全部業者の方でやってもらうと相当の費用がかかるが、その費用はとてももてないから、自主的に地域でやっていただきたいという意向があるんじゃないですか。

私がさっき言いましたように、昔はそれぞれ自分の近く、周りのところは掃いてから、そして燃やしていた。ところが、今ですね、掃く人は少ないですよ。どういうことかということ、掃いて集めたら、自分のごみ袋に入れて出さないと怒られちゃうわけですね。だから、そこら辺のいろんなもの問題点、やりたいことを、実態をですね、少なくとも1年ぐらいの間はですね、担当としては実態をよく把握したんですかということを知っているわけですよ。そういうことよ、それぞれ。

各行政区の44区の中で、いろいろなさまがあると思うんですよ、そこの地域の組織で、コミュニティのですね。だから、そこら辺のところの実態もよく調べたり、あるいはこの区にはソフトボールのチームあるんですけども、ない、バレーボールのチームあるけどない、それぞれ様々と思うんですよ。それを一緒にしてからやんなさいというて、それはなかなか行政区としてはですね、協議会はないわけですよ。その実態をよく把握した上でそういうことを持っていくかないと、なかなか進まないんじゃないかなというふうに思っているわけです。だから、そういう把握をあなたはしたんですかと私聞きたいんです。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） それぞれの実態を把握をしながら進めていくべきというご指摘、当然そのとおりで、区長の方からもそのようなご指摘がございました。

それで、平成17年度については、そういう、どのような各自治会で取り組みが行われているのかということ、区長との聞き取りとか、いろいろな関係課との協議の中で把握しながら、先ほど申しましたこの第四次総合計画の後期基本計画を、体系を変更したということでございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 具体的にと聞いているんですけども、それは、どの区はどのような状態であるという、その把握されているものは文書で出せますか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 文書で出すというのは、そのそれぞれの状況ですか。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） こういうテーマが出た場合にですね、まず1年間ぐらいかけて現状の把握をしっかりとやってですね、分析して、計画、立案をやらないとですね、ただ上部でこう、区長さんを集めて協議会をつくるとかそういうことをやったって、とてもやないけどできはしません。まず、1年間、現状をいろいろと調査をして、分析をして、そして計画をするということとは必要なんです。それはですね、何を、だれが、いつまでに、どのようにして、どこまでやるかという具体的な計画をやらないと、これはいつまでたっても……。私こうして第四次後期総合計画を持ってきていますけども、最初からあります、もう5年過ぎてますよ。これ、5年たってできやしないですよ、これ。

だから、そういうことをですね、問題点とか課題の中で現状を調べて、それぞれですね、ここにはどういうふうにしたらいいかということ、具体的な計画をやって、それが全く見えてこないから、何をやっているかわからんというふうに思うんですよ。いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 行政主導でそういうふうに組織をつくってくれということ当初まず言った経緯があることは報告しました。

ただ今ご指摘のように、それぞれの地域の現状と整合性を図らないとそういう組織は難しいということでご指摘があったということをお先ほども報告いたしました。

それで、それぞれの地域の課題をそれぞれの自治会長、あるいは先ほど報告しましたそういう防犯を担当する方とか、お集まりいただきながらですね、自分たちの地域課題に合ったところで取り組むべきところが何なのかということで、その防犯活動の組織化とかということができてきたわけでございます。

それで、今民間企業の例を例えられましたけども、確かにこういう組織づくりが、今まで行政主導で提案してきながら、途中でうまくいかなかったりとかしてきた経緯があります。そういうものを反省しながら、この地域コミュニティづくりについては、本市のまちづくりの理念を掲げて、そしてその具体的な取り組みについては、時間はかかると思いますけども、そういう地域の方々とひざを交えながら協議していく中で進めていくべきものだと今私は考えております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） コストはかかっているんですね、はっきり言いまして。例えばですね、役割の分担の具体的なメニューというのがあるんですけども、公園の管理、公園がありますよね、これの管理を造園業者の方にお願いしてやってもらうので、その費用はどれぐらいかかる。その部分の中で、地域でこれだけやっていただければこれだけ費用は浮きますよとか、あるいは道路の清掃もそうです。美観の花を、さきに言いましたように、花をするにして

もそれなりに費用はかかる。それは行政でやるとこれだけかかるんですよと、それが全部はなかなか財政的に難しいから、ぜひ地域でやっていただけませんかやろかとかというふうなことのお願いを実情を話しながらやるわけですね。そして、それをいろいろ検討、分析をして、そして1年間にこれだけ地域の人がやっていただければ浮きますよと。

例えばですね、今非常に高齢化社会にもなっていてましてですね、1人で住んでいらっしゃるお年寄りの人がいらっしゃるんですけども、これもやっぱり心配で、児童福祉委員とかいろんな方が地域にはいらっしゃるけども、これはもう現状では、その人たちの人数ではどうしても間に合わない、そういう実態になったとすればですね、これはもう人数を増やすことができないから、だから地域で何とか見守ってもらえんやろかとか、そういうふうなこと。昔、私はがらっとあけて行くんですけども、今は玄関でピンポンと言わせないとなかなか入れないような状況に変わってきているわけですね。

だから、やっぱりここに、本当に大丈夫なのか、おんしゃるやろかとか、近くの人が、例えばですね、ブザーを押したら向こうからブザーを押せば、出てこなくても、ああ、元気なんだなど。あるいは、玄関のところに拍子木を置いて、ばんばんと外からたたいて、中からばんばんと音がして、ああ、これは大丈夫だと、そういう、それがなくなるときは、そういったことまでも含めて地域でやってもらえんやろかというふうなことも、市長はそこら辺まで考えてこういうのを提案してあった。で、実施部隊が市長と同じようなことを返事していたんじゃないかなというふうには私は思うわけです。

で、これはもう3年間たって、ちっとも、前とどう変わっているんですかと聞いているわけですね。コストがかかっているんですよ。だから、少なくとも地域コミュニティ推進担当部長のコスト分以上のことがこれで成果が上がってこないとですね、どうにもならないわけですね。

だから、企業のことをおっしゃいましたけども、自分もある企業のそういう新規事業部の担当になったんですけども、そのきにはですね、やっぱり1年間、いろいろな、ずっと、ただで給料もらいながら分析をしたわけですね。それから、撤退条件というのを自分でつくったんですよ。それはどういうことかという、5年間でこの事業が黒字にならなかつたらだめと、それから累積赤字が5億円になったらだめと、そういう撤退条件を自分たちに課してやったわけですね。だから、やっぱりそれぐらいやっていかないと、コストがかかっているということを私は申し上げまして、この質問については終わります。

○議長（村山弘行議員） ここで17時15分まで休憩いたします。

休憩 午後4時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） 不老議員の質問の第2項目めでございますが、道路の整備でございます。

第四次太宰府市総合計画の後期基本計画にお示ししておりますとおり、幹線道路と生活道路とに分けて、国、県と協議をいたし、将来の土地利用と連携させながら、まちの形をつくるという意識のもとで道路のネットワークを構成し、整備いたしておるところでございます。

具体的な整備計画等につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） お尋ねの生活道路の整備につきましての現在の状況を申し上げますと、今のところ、国道、県道と接続しておる市道としての幹線道路の整備をいたしておる状況であります。現在のところ、地区道路整備事業、これについては、ほぼ完了予定で、高雄中央通線、関屋向佐野線など、市道としての幹線を整備いたしております。また、県道観世音寺二日市線は、県事業でございますので、負担金、そういうもので整備いたしておるところでございます。

お尋ねの市道の改良的な予算はまちづくり技術開発課で、補修等は建設課で対応しておるところでございます。現実のところ、現予算では対応し切れず、苦情も多く、市民の皆さんにご不自由をおかけしておるところでございます。道路の整備事業につきましては、多額の財源が必要でございますので、何とか国のまちづくり補助事業、こういうものにのらないのか、鋭意努力を重ねておるところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 非常にこの道路問題というのは、市民の生活上、また安全な生活で非常に重要な状況でございます。これはやはり、一つは、緊急を要する場合の補修もありましようけども、市内全体的にあるもので、やっぱり計画的に全面舗装を実施する、将来長期にわたって実施するための予算というかそういったものを、やっぱり今年度はこのくらい、この分、来年度は、そういうふうなことをやっていかなければいけないというふうに思っております。

今まで、さっきおっしゃいましたように、地区道路の整備とか、あるいは佐野地区の土地区画整理事業とか、そういったものがありまして、私ども、やっぱり市民の皆さんからいろんなことを、提言も受けるんですけども、この地区道路と、それから佐野土地区画整理事業が終われば、少し一般の道路の方に目を向けて予算組みができるのかなというふうな期待もしておりましたんですけども、その点につきまして、平成19年度にそちらの方に予算配分とかそういったものをお考えなのか、これは担当部長ではなかなか難しいと思いますので、市長か助役さんでお願いしたいんですけども。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 市域全体の道路整備についてでございますが、ご指摘のように、最優先課題として平成18年度までに仕上げるといふふうに市長の方から明言されておりました佐野土地区

画整理事業あるいは地区道路整備事業等も完了いたしました。やはり市民の皆さん方につきましては、日常生活の中で、車でありますとか、あるいはその他等で通られる道路の整備、あるいは側溝の整備等々もそういった要望があるであろうというふうに思っております。極力平成19年度の予算の中におきましても、現行、今鋭意その方向で予算編成中でございますけれども、視点としては、今ご指摘の点については、私ども優先的な方向で可能な限り要望にこたえていくべく努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） ぜひとも、この問題はやっぱり長期的にわたっての見通しをして、ぜひとも前向きに、助役様からご回答いただきまして、よろしく願いいたします。

もう一点はですね、補修予算ですけども、これが平成18年度の予算はどれくらいあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 建設課で持っておるという補修予算については、当初予算に1,200万円で300万円については特定が決まっておりましたので、あと補正で300万円ほどして1,500万円で補修等を対応しておるところでございます。

件数は、平成17年度に比べて50件ぐらい、やっぱり道路の悪いところがあるということで増えておりますので、その中で何とかやりくりして、市民の皆様にも少し我慢をしていただくというようなところも出てくるかもしれませんけれども、できるだけそういう中でやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 各区からですね、やっぱりそこに住んで生活していらっしゃる方がよく道路の状況を一番ご存じでございまして、各区でこのところを次年度は補修していただきたいとか、いろんな要望が出てくるんですけども、どうしてもやっぱり財政的に苦しいとか予算がないとかということで、なかなかやってもらえないという状況が実態のようでございます。最近では、もう市に言うていっても予算がないで断られるから、言ってもしょうがないけれども、地域の住民の人からこんなやと言われるから、非常に困っているんですよという話をよくお聞きするわけです。

今おっしゃいましたように、太宰府市全体でですね、今おっしゃったような金額では、とても実態としては担当部としては対応できないんじゃないかなというふうに感じておるわけです。一方では、さっきも太宰府館という話が出ましたんですけども、太宰府館の1年間の維持管理費がそれよりも多いんじゃないかなというふうに私は感じるわけです。ですから、やっぱり市内全体の道路の問題ですから、非常に苦しい財政ではあるとは思いますが、やはり平成19年度におきましては、その点何とかご配慮できないものか、これもまた市長さんか助役さんにお聞きしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 今の件につきましても、私ども現予算の中、厳しい状況下でありますけれども、最大限努力してまいりたいと、その考え方に変わりはありません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） ぜひとも、皆さん全部が全部はお聞きすることはできないでしょうけども、ぜひとも今おっしゃいましたように、前向きにご検討いただきまして、本当に心強いお言葉をいただいたような感じがいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時24分

~~~~~ ○ ~~~~~